

第 4 期埼玉県教育振興基本計画

(令和 6 年度～令和 10 年度)

埼 玉 県
埼玉県教育委員会

目 次

第1章 総論	6
1 計画の趣旨・性格・期間	6
2 第3期計画の検証～成果と課題～	7
3 教育を取り巻く社会の動向と社会状況の変化	18
4 取り組むべき課題	22
5 埼玉教育の基本的な考え方	25
第2章 施策の展開	31
1 目標I 確かな学力の育成	31
(1) 施策1 一人一人の学力を伸ばす教育の推進	31
(2) 施策2 新しい時代に求められる資質・能力の育成	34
(3) 施策3 伝統と文化を尊重しグローバル化に対応する教育の推進	36
(4) 施策4 技術革新に対応する教育の推進	39

(5) 施策5 人格形成の基礎を培う幼児教育の推進	40
2 目標II 豊かな心の育成	42
(1) 施策6 豊かな心を育む教育の推進	42
(2) 施策7 いじめ防止対策の推進と生徒指導の充実	45
(3) 施策8 人権を尊重した教育の推進	48
3 目標III 健やかな体の育成	51
(1) 施策9 健康の保持増進	51
(2) 施策10 体力の向上と学校体育活動の推進	53
4 目標IV 自立する力の育成	55
(1) 施策11 キャリア教育・職業教育の推進	55
(2) 施策12 主体的に社会の形成に参画する力の育成	58
5 目標V 多様なニーズに対応した教育の推進	60
(1) 施策13 障害のある子供への支援・指導の充実	60
(2) 施策14 不登校児童生徒・高校中途退学者等への支援	63
(3) 施策15 一人一人の状況に応じた支援	66

6	目標VI 質の高い学校教育を推進するための環境の充実	69
(1)	施策16 教職員の資質・能力の向上	69
(2)	施策17 学校の組織運営の改善	72
(3)	施策18 魅力ある県立高校づくりの推進	75
(4)	施策19 子供たちの安心・安全の確保	77
(5)	施策20 学習環境の整備・充実	79
(6)	施策21 私学教育の振興	81
7	目標VII 家庭・地域の教育力の向上	82
(1)	施策22 家庭教育支援体制の充実	82
(2)	施策23 地域と連携・協働した教育の推進	84
8	目標VIII 生涯にわたる学びの推進	87
(1)	施策24 生涯学び、活躍できる環境整備	87
(2)	施策25 社会教育の推進	89
9	目標IX 文化芸術の振興	90
(1)	施策26 文化芸術活動の充実	90

(2) 施策 2 7 伝統文化の保存と持続的な活用	92
1 0 目標X スポーツの推進	94
(1) 施策 2 8 スポーツ・レクリエーション活動の推進	94
(2) 施策 2 9 競技スポーツの推進	96
第3章 計画の推進に際して	97
1 社会全体で取り組むための連携・協働	98
2 計画の着実な実現	100

第1章 総論

1 計画の趣旨・性格・期間

(1) 計画策定の趣旨

本県では、令和元年度（2019年度）から令和5年度（2023年度）まで、「第3期埼玉県教育振興基本計画—豊かな学びで 未来を拓く埼玉教育—」（以下「第3期計画」という。）において、確かな学力や豊かな心、健やかな体の育成など、10の目標を掲げ、教育の振興に取り組んできました。

例えば、確かな学力の育成については、小・中学校において「埼玉県学力・学習状況調査」を実施し、その調査結果の分析から見いだされた効果的な取組を各学校で共有するとともに、高等学校においては、「協調学習」に取り組み、生徒の「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を図るなど、各校種において指導の工夫・改善を着実に進めてきました。

第3期計画期間内には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって、数度にわたり緊急事態宣言が発令されました。学校では、令和2年（2020年）3月から5月まで臨時休業となり、その後も、体験的な活動を制限されるなど、教育活動の一部に支障が生じました。

一方で、GIGAスクール構想によって整備されたICT環境を活用し、児童生徒一人一人の学習進度や興味・関心に合わせた学びや、児童生徒同士の相互のやり取りの中で理解を深める学習が行われるようになりました。日々の実践の中でデジタル技術のよさを生かし、コロナ禍前の学校とは大きく異なる多様な教育活動が生み出されています。

その他、少子高齢社会の到来や、急速なグローバル化の進展、超スマート社会（Society 5.0）の実現に向けたデジタル技術の発展など、社会が大きく転換している中で、教育には、子供たちの、社会の変化に対応し自ら課題を発見し解決する力や、多様な価値観を持つ人々と協働しながら新たな価値を創造する力を育むことが求められています。

このように、社会の変化とともにこれから時代を生き抜き、社会を担う子供たちの力を育んでいく教育の果たす役割がますます重要になっていく中、本県の今後5年間の教育に関する基本的な計画として、令和6年度（2024年度）を計画の初年度とする「第4期埼玉県教育振興基本計画」（以下「第4期計画」という。）を策定します。

第4期計画では、教育を取り巻く社会の動向や第3期計画の成果と課題などとともに、「埼玉県5か年計画～日本一暮らしやすい埼玉へ～（令和4年度～令和8年度）」（以下「埼玉県5か年計画」という。）や「埼玉教育の振興に関する大綱」を踏まえ、

また国の新たな「教育振興基本計画」も参考にしながら、SDGsの達成年限である2030年や、更には日本の高齢者人口がピークとなる2040年を見据えた中長期的な視点に立ち、今後5年間に取り組む本県教育の目標と施策の体系を示していきます。

(2) 計画の性格

ア 「教育基本法」に基づく本県の教育振興基本計画

「教育基本法」に基づく教育振興基本計画として、令和5年(2023年)6月に策定された国の「第4期教育振興基本計画」(令和5年度(2023年度)～令和9年度(2027年度))を参考に、本県教育の振興を図るために定める基本的な計画です。

教育行政の関係者はもとより、教育に関わる全ての人々が、教育の意義や方向性を共有しながら、これから埼玉教育の未来を共に描き、創っていくための共通の指針としていきます。

イ 埼玉県5か年計画を踏まえた教育行政分野における計画

県政全般の総合的な計画である埼玉県5か年計画を踏まえた、教育行政分野における計画です。

(3) 計画期間

令和6年度(2024年度)から令和10年度(2028年度)までの5年間です。

2 第3期計画の検証～成果と課題～

第3期計画では、「豊かな学びで 未来を拓く埼玉教育」を基本理念に掲げ、それを踏まえた10の目標の下に30の施策と155の主な取組を設定し、様々な事業に取り組んできました。

また、30の施策には38の施策指標を設定し、その達成状況等から、それぞれの施策の進捗状況を検証してきました。

令和4年度末(2022年度末)における38の施策指標の達成状況は、計画策定時の数値から目標値に向けて上昇しているものが22、そのうち目標値を達成しているものが7、新型コロナウイルス感染症対策のための学校の臨時休業や教育活動の制限な

どから下降又は同値であるものは16となっています。

目標値を達成している7の施策指標のうち、100%を目標値としていた施策については、達成した内容の維持向上や更なる質の充実を目指して取組を進め、それ以外の施策については、更に指標の数値を向上させることを目指して取組を進めていきます。

ここでは、第3期計画の10の目標ごとに代表的な施策を取り上げ、令和4年度末(2022年度末)時点の主な成果と課題を示します。

(1) 目標I 確かな学力の育成

本県では、平成27年度(2015年度)から、小学校4年生から中学校3年生までを対象に「埼玉県学力・学習状況調査」を実施し、児童生徒の学力と各学校の指導などとの関係を客観的なデータに基づいて分析しています。分析結果から見いだしたより効果的な施策や指導を全県で共有し、児童生徒一人一人の学力を伸ばしています。

この調査は、「学習した内容がしっかりと身に付いているのか」という視点に、「一人一人の学力がどれだけ伸びているのか」という視点を加えることで、児童生徒の成長していく姿が見える本県独自の調査です。

この「埼玉県学力・学習状況調査」では、様々な難易度を設定した国語、算数・数学の問題に対する正誤の状況によって、学力レベルを12段階に分けて測定しています。小学校4年生から6年生まで及び中学校1年生から3年生までの各2年間で、国語、算数・数学の学力レベルを、12段階中、2段階以上伸ばした児童生徒の割合は、平成29年度(2017年度)は小学校60.7%、中学校32.9%でしたが、令和4年度(2022年度)は小学校57.4%、中学校32.6%と、それぞれ3.3ポイント、0.3ポイント下降しました。

平成28年度(2016年度)から令和元年度(2019年度)にかけて、「埼玉県学力・学習状況調査」のデータを、統計学や教科教育の専門的知見を有する研究機関へ提供し、分析を行った結果、「主体的・対話的で深い学び」の実践が、自己効力感ややり抜く力といった非認知能力などの向上を通じて、児童生徒の学力の向上と関連があることが分かっています。「全国学力・学習状況調査」において、平成27年度(2015年度)から令和3年度(2021年度)までは全国平均正答率(公立)を上回った教科はありませんでしたが、令和4年度(2022年度)は国語、算数・数学の全ての教科で上回っており、今まで積み重ねてきた各市町村や学校の学力向上に関する取組の成果が表れ、児童生徒の学力が着実に向上していると考えられます。

一方で、学力を12段階中2段階以上伸ばした児童生徒の割合がやや下がっている要因は、小・中学校ともに「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善がまだ十分ではないことなどが考えられます。そのため、「主体的・対話的で深い学び」

の実践を更に充実させが必要です。

【「埼玉県学力・学習状況調査」において、学力を12段階中2段階以上伸ばした児童生徒の割合】

「埼玉県学力・学習状況調査」において、小学校4年生から6年生まで及び中学校1年生から3年生までの2年の間に、国語及び算数・数学の学力を12段階中2段階以上伸ばした児童生徒の割合

令和4年度 小学校 57.4%（目標値69.2%以上）

中学校 32.6%（目標値55.2%以上）

(2) 目標Ⅱ 豊かな心の育成

本県では、児童生徒の豊かな人間性や社会性を育むため、発達段階に応じた様々な体験活動を推進するとともに、本県独自に作成した教材を活用した道徳教育や、読書活動を推進してきました。

また、児童生徒が社会の一員として責任のある態度が取れるようすることを目指して、基本的な生活習慣や学習習慣の中から、これだけは身に付けさせたい事柄を各学年12項目の「規律ある態度」として設定しています。この「規律ある態度」のうち、小学校2年生から中学校3年生までの児童生徒の8割以上が身に付いている項目数の割合は、平成29年度(2017年度)は小学校93.3%、中学校91.7%でしたが、令和4年度(2022年度)は小学校81.7%、中学校86.1%と、それぞれ11.6ポイント、5.6ポイント下降しました。

小・中学校とともに、「登校時刻」や「ていねいな言葉づかい」、「集団の場での態度」といった項目は、第3期計画期間を通して全ての学年で身に付いている児童生徒の割合が8割を上回っています。一方で、第3期計画策定前からの課題である「話を聞き、発表する」等に加え、「整理整頓」において、身に付いている児童生徒の割合が8割以上の学年が減少しました。その結果、児童生徒の8割以上が身に付いている項目の割合が下がっています。コロナ禍において、児童生徒への指導が行き届きにくかつたことや、発表する機会が減少したことなどが要因と考えられます。

引き続き、児童生徒が「話を聞き、発表する」や「整理整頓」といった、学習の決まりや行動の仕方を身に付けられていると実感できるよう、体験活動や道徳教育などを推進していく必要があります。

他方、いじめを許さない意識の醸成や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置等、いじめの未然防止、

早期発見・早期対応に取り組むなど、生徒指導の充実を推進しました。

県内公立小学校、中学校、高等学校、特別支援学校における令和2年度（2020年度）と令和3年度（2021年度）の各年度のいじめ認知件数のうち、それぞれ翌年度7月末までに解消された件数の割合（以下「解消率」という。）は、令和2年度（2020年度）は96.5%でしたが、令和3年度（2021年度）は98.0%と、1.5ポイント上昇しました。

解消率が上昇した要因として、「いじめ防止対策推進法」に基づく対応や、重大な事態に至らないよう初期段階からの積極的な対応が徹底されるなど、学校現場において丁寧な対応が取られたことなどが考えられます。

引き続き、いじめの未然防止に取り組み、いじめを生まない環境づくりを進めることが大切です。その上で、いじめの解消率100%を目指し、教職員の意識向上やスクールカウンセラー等の専門職の配置充実など、教育相談体制の充実を図っていく必要があります。

【児童生徒の8割以上が身に付けている「規律ある態度」の項目数の割合】

県が設定した「規律ある態度」（各学年12項目）のうち、小学校2年生～中学校3年生の8割以上が身に付けている項目の割合

令和4年度 小学校 81.7%（目標値100%）
中学校 86.1%（目標値100%）

【いじめの解消率】

県内公立小学校、中学校、高等学校、特別支援学校におけるいじめの認知件数のうち、認知年度内に解消された件数の割合
令和3年度 77.8%（目標値100%）

(3) 目標III 健やかな体の育成

本県では、「埼玉県児童生徒の新体力テスト」において一人一人の目標が設定できる体力プロフィールシートを活用してきめ細かな指導を行うとともに、教員対象の実技研修会等の実施などを通して、児童生徒の体力の向上と学校における体育的活動の充実を推進してきました。

「埼玉県児童生徒の新体力テスト」の5段階絶対評価で上位3ランク（A+B+C）の児童生徒の割合が学校種別の目標値

(小学校80%、中学校85%、全日制高等学校90%)に到達した学校の割合は、平成29年度(2017年度)は小学校75.1%、中学校63.8%、全日制高等学校50.7%でしたが、令和4年度(2022年度)は小学校41.4%、中学校21.7%、全日制高等学校38.2%と、それぞれ33.7ポイント、42.1ポイント、12.5ポイント下降しました。

目標値に到達した学校の割合が減少した要因としては、新型コロナウイルス感染症対策のため、運動会、体育祭などの体育的行事を含めた体力向上に対する取組が減少したことが挙げられます。令和3年度(2021年度)においては、体力向上に対する取組をコロナ禍前の状況に戻すことができなかった学校が多い状況でしたが、令和4年度(2022年度)以降は新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら以前の取組状況に戻りつつあります。

体力の向上には、自発的に体を動かすことが重要です。発達段階に応じた楽しさや喜びを知り、運動やスポーツを好きになることで、自発的に体を動かすことにつながります。運動やスポーツが好きな児童生徒を増やすためにも、体育の授業や体育的行事をより充実させる必要があります。

【体力テストの5段階絶対評価で目標を達成した学校の割合】

体力テストの5段階絶対評価で上位3ランク(A+B+C)の児童生徒の割合が校種別の目標値(小学校80%、中学校85%、全日制高等学校90%)に到達した学校の割合

令和4年度 小学校	41.4% (目標値80.0%以上)
中学校	21.7% (目標値65.0%以上)
全日制高等学校	38.2% (目標値55.0%以上)

(4) 目標IV 自立する力の育成

本県では、児童生徒が将来、社会人・職業人として自立できるよう、産業界等と連携したキャリア教育の実施や、地域の企業等と連携した実践的な職業教育、特別支援学校高等部の生徒への多角的な就労支援などを推進してきました。

国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センターの「職場体験・インターンシップ実施状況等調査」における公立高等学校(さいたま市立を除く。)の職場体験やインターンシップの実施率は、平成28年度(2016年度)は80.2%でしたが、令和4年度(2022年度)は27.5%と、52.7ポイント下降しました。

企業等で就業体験を行うインターンシップの実施率は、新型コロナウイルス感染症の影響によって実施を見送る学校が多かったことから、計画策定時を大きく下回りました。就業体験を見送った学校においては、その代替としてオンラインによる工場見学や企業等との情報交換会を行うなどの方法でキャリア教育を実践しました。

就職前に企業や業界を理解することができるインターンシップは、勤労観・職業観の育成に有効であり、コロナ禍で減少したインターンシップを増やしていく必要があります。

また、県立特別支援学校高等部の生徒のうち、一般就労を希望した生徒が卒業する時点で一般就労できた割合（内定を含む。）は、平成29年度（2017年度）は83.2%でしたが、令和4年度（2022年度）は85.9%と、2.7ポイント上昇しました。

障害者的一般就労に当たっては、企業側にとって障害特性を把握するため、また障害者にとって業務内容を把握するとともに自己の職業への適性に対する理解を深めるために、現場実習を経るケースが一般的です。新型コロナウイルス感染症の感染拡大で現場実習の実施を控える企業等もありましたが、障害者の雇用を希望する企業等に働き掛け、新規実習先を開拓したことが、前述の割合の上昇につながりました。

引き続き、新規実習先・就労先の開拓に向けて、企業等向け学校公開の実施や経済団体等との連携強化などを進める必要があります。

【職場体験やインターンシップを実施した高等学校の割合】

国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センターの「職場体験・インターンシップ実施状況等調査」における公立高等学校（さいたま市立を除く。）の実施率

令和4年度 27.5%（目標値85.0%以上）

【特別支援学校高等部で一般就労を希望する生徒の就職率】

県立特別支援学校高等部の生徒のうち、一般就労を希望した生徒が卒業する時点で一般就労できた割合（内定を含む。）

令和4年度 85.9%（目標値90.0%以上）

(5) 目標V 多様なニーズに対応した教育の推進

本県では、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置等による教育相談体制の充実や、多様な学びの場における効果的な教育活動の研究など、不登校児童生徒への支援、高校中途退学防止の取組を行ってきました。

1年度内に30日以上欠席した公立小・中学校の児童生徒の割合（病気や経済的な理由によるものを除く。）は、平成29年度（2017年度）は小学校0.37%、中学校2.84%でしたが、令和3年度（2021年度）は小学校0.90%、中学校4.46%と、それぞれ0.53ポイント、1.62ポイント上昇しました。

教職員がスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携し、教育相談体制の充実に取り組んでいるものの、不登校に対する社会の見方が「問題行動」から「理解し、受容するもの」へと変化していることや、コロナ禍での生活習慣の乱れ、学校生活に様々な制限がある中で交友関係を築きにくいことなどから、近年、全国的にも不登校児童生徒数は増加しています。

不登校児童生徒に対する支援においては、予兆への対応を含めた初期段階からの組織的かつ計画的な支援が重要であるため、教育相談体制の充実に引き続き取り組むとともに、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の趣旨を踏まえ、多様で適切な教育機会を確保していくことが必要です。

公立高等学校における全日制・定時制別の中途退学者の割合は、平成29年度（2017年度）は全日制0.91%、定時制8.00%でしたが、令和3年度（2021年度）は全日制0.79%、定時制6.61%と、それぞれ0.12ポイント、1.39ポイント下降しました。

高校中途退学防止に向けた面談や家庭訪問、学び直し指導などきめ細かな支援の結果、数値は改善しています。

引き続き、スクールカウンセラー等の専門職や関係機関等と連携し、個々の生徒の状況に応じた支援を行う必要があります。

また、基礎学力に課題がある生徒や日本語指導が必要な児童生徒を支援するため、学習サポーターの配置や国際交流員の派遣などを行ったほか、ヤングケアラーへの支援として元ヤングケアラー等を講師とする出張授業などを行い、一人一人の状況に応じた支援を推進しました。

外国人児童生徒等に対する日本語指導のための研修を受講した教員数は、令和元年度（2019年度）の101人から、3年間で299人増え、令和4年度（2022年度）には累計で400人となっており、目標値の500人に向けて教員数が着実に増加しています。

教育をめぐるニーズは多様化しており、一人一人の状況に応じた教育を更に進める必要があります。

【不登校（年間30日以上）児童生徒の割合】

1年度内に30日以上欠席した公立小・中学校の児童生徒の割合（病気や経済的な理由による者を除く。）

令和3年度 小学校 0.90%（目標値0.19%以下）

中学校 4.46%（目標値2.01%以下）

【公立高等学校における中途退学者割合】

公立高等学校における全日制・定時制別の中途退学者の割合

令和3年度 全日制 0.79%（目標値0.84%以下）

定時制 6.61%（目標値7.40%以下）

【日本語指導に関する研修を受講した教員数】

外国人児童生徒等に対する日本語指導のための研修を受講した教員数

令和4年度 400人（目標値500人）

(6) 目標VI 質の高い学校教育のための環境の充実

本県では、優れた教職員を確保するため、大学生に教員という職業の魅力を伝える「彩の国かがやき教師塾」の実施や、教員養成大学との連携協定に基づく教職の魅力発信等の取組の実施などに取り組んでいます。また、教職員の資質・能力を向上させるため、教職員研修や教員同士が学び合うネットワークの構築、「埼玉県学力・学習状況調査」のデータから見えてきた優れた指導技術の共有などを行っています。

「主体的・対話的で深い学び」に関する研修を受講し、その視点で授業を行った教員数は、平成29年度（2017年度）の7,057人から、5年間で6,087人増え、令和4年度（2022年度）には累計で13,144人となっています。

引き続き、「主体的・対話的で深い学び」の充実を図るとともにその実践を更に効果的なものとするため、また、1人1台端末の活用などを通じて児童生徒の学びを深めることができるよう、全ての教員のICT活用指導力を向上させることも必要です。

また、授業改善や校務効率化を図るための県立学校におけるICT環境整備など、学習環境の整備・充実を推進してきました。

ホームルームで使用している普通教室において無線LANが利用できる環境にある県立高等学校の割合は、平成29年度

(2017年度)は0%でしたが、令和2年度(2020年度)には100%を達成しました。

今後、1人1台端末の本格的な活用が進む中、教員のICT活用指導力を高めるとともに、より高度な利用に堪え得る無線LAN環境を構築するなど、学校教育の質を高めていく必要があります。

【「主体的・対話的な深い学び」に関する研修を受講し授業を行った教員数】

「主体的・対話的な深い学び」に関する研修を受講し授業を行った教員の人数

令和4年度 13, 144人（目標値13, 000人）

【普通教室において無線LANが利用できる環境にある県立高等学校の割合】

ホームルームで使用している普通教室において無線LANが利用できる環境にある県立高等学校の割合

令和4年度 100%（目標値100%）

(7) 目標VII 家庭・地域の教育力の向上

本県では、埼玉県家庭教育アドバイザーの養成を進め、県内各地域における「親の学習」の推進や地域子育て支援拠点への支援に取り組んできました。

埼玉県家庭教育アドバイザーが「親の学習」プログラムを活用して行う「親の学習」講座の年間実施回数は、平成29年度(2017年度)は1, 697回でしたが、令和4年度(2022年度)は988回となっています。

「親の学習」には、子育て中の親を対象とした「親が親として育ち、力をつけるための学習」と、近い将来親となる可能性がある中学生や高校生を対象とした「親になるための学習」があります。子供と一緒に行う「ふれあい遊び」体験や、実際の子育ての様子を疑似体験するロールプレイなど、人と直接関わることで参加者の理解が深まる体験的な講座が中心となっています。コロナ禍においては、対面での実施には大幅な制限を受けており、令和4年度(2022年度)においても新型コロナウイルス感染症の感染拡大前と比較すると依然として少ない状況でした。一方で、オンラインでも「親の学習」講座を実施できるよう内容を工夫し、埼玉県家庭教育アドバイザー向けに研修を行った上で、代替可能な範囲で一部の講座をオンラインで実施しました。

対面での講座内容・実施方法の工夫や、オンライン講座で代替可能な範囲を検討するなど、ポストコロナにおいても家庭の教

育力向上に取り組む必要があります。

また、「学校応援団」や放課後子供教室の活動など地域学校協働活動の推進や、コミュニティ・スクールの設置推進などに取り組むことで、地域と連携・協働した教育を推進してきました。

小・中学校におけるコミュニティ・スクールの数は、令和8年度（2026年度）までに全ての小・中学校（令和5年度（2023年度）当初時点で1,044校）に導入することを目指している中、平成30年度（2018年度）の281校から、令和4年度（2022年度）には772校となっています（この指標は埼玉県5か年計画にも記載されています。）。

第3期計画期間中、国の補助金を活用してコミュニティ・スクールの充実を目指す市町村を支援したことや、市町村の担当者等を対象とした研修会や導入事例の紹介を行ったこと、未導入市町村を訪問し導入に向けての支援をしたことなどから、導入校数が大きく伸びました。コミュニティ・スクールの趣旨について更に理解が進み、全ての小・中学校で導入されるよう、引き続き市町村への支援を行う必要があります。

【「親の学習」講座の年間実施回数】

埼玉県家庭教育アドバイザーが「親の学習」プログラムを活用して行う「親の学習」講座の年間実施回数

令和4年度 988回（目標値2,000回）

【小・中学校におけるコミュニティ・スクールの数】

小・中学校におけるコミュニティ・スクールの数

令和4年度 772校（目標値825校）

(8) 目標VIII 生涯にわたる学びの推進

本県では、県民の学びを支える環境を整備するとともに、学びの成果の活用を促進するため、情報発信サイト「生涯学習ステーション」による指導者やイベント、講座などの生涯学習に関する情報の提供や、げんきプラザを活用した体験活動の充実、県立図書館における県民のチャレンジ支援の充実、学びを活用した地域課題解決への支援などに取り組んできました。

県政サポーターアンケートにおいて、「この1年くらいの間に『生涯学習活動』をしたことがある」と回答した人の割合は、平成29年度（2017年度）は67.7%でしたが、令和4年度（2022年度）は74.6%と、6.9ポイント上昇しま

した。

令和4年度（2022年度）のアンケートにおいては、「どのような施設や場所を使って活動を行ったか」という質問に対して、音楽ホールなどの「文化施設」や「オンライン」といった選択肢が前年度と比べて一定程度伸びを示しています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響が3年目となる中で、オンラインコンテンツの活用が進むとともに、社会経済活動の再開に伴い、コンサート等への参加者数が増加していることなどが全体の伸びにつながっているものと推察されます。

1年間に生涯学習活動に取り組んだ人の割合の更なる向上に向けて、県民一人一人のニーズに応じた生涯学習情報を、より多く提供していく必要があります。

【1年間に生涯学習活動に取り組んだ人の割合】

県政サポーターアンケートにおいて、「この1年くらいの間に『生涯学習活動』をしたことがある」と回答した人の割合

令和4年度 74.6%（目標値73.0%）

(9) 目標IX 文化芸術の振興

本県では、文化芸術活動の充実のため、埼玉県芸術文化祭の開催や県立博物館等における魅力ある企画展等の実施、子供たちに対する教育普及活動などに取り組んできました。また、令和元年度（2019年度）に埼玉県文化財保存活用大綱を策定し、地域の潜在的な文化財の掘り起こしやその魅力発信を行うとともに、市町村における文化財保存活用地域計画の策定やその推進を支援してきました。加えて、県立博物館等における企画展等の実施などで、伝統文化の保存と持続的な活用を推進してきました。

県立博物館等における入館者数、出前講座参加者数、出張展示観覧者数などの年間利用者数は、平成29年度（2017年度）は91.5万人でしたが、令和4年度（2022年度）は62.8万人となっています。

新型コロナウイルス感染症対策に伴う休館など、影響が最も大きかった令和2年度（2020年度）を底に、回復傾向はあるものの、社会経済活動の停滞の影響によって、計画策定期を下回る利用者数となっています。

利用者の増加に向けて、各館の企画展等の内容を更に魅力的にするとともに、その情報をより多くの県民に届けることが課題です。また、デジタル技術を活用した展示方法の提供など、県立博物館等の新しい利用方法についても検討する必要があります。

【県立博物館等の年間利用者数】

県立博物館等における入館者数、出前講座参加者数、出張展示観覧者数などの年間利用者数

令和4年度 627,505人（目標値1,000,000人）

(10) 目標X スポーツの推進

本県では、県民がスポーツに親しむことができるよう、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブへの支援や、県民総合スポーツ大会の開催、プロスポーツチーム等との連携によるイベントの開催等に取り組むなど、様々なスポーツ・レクリエーション活動を推進してきました。

スポーツを週1回以上行う20歳以上の県民の割合（スポーツ実施率）は、平成29年度（2017年度）は50.2%でしたが、令和4年度（2022年度）は57.8%と、7.6ポイント上昇しました。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて伸び悩んでいるものの、ラグビーワールドカップ2019や東京2020オリンピック・パラリンピックによってスポーツへの関心が高まり、スポーツ実施率は上昇基調にあります。一方で、年代別に見ると、30代～50代の働き盛り・子育て世代は、スポーツ実施率が低くなっています。

今後は、誰もが生涯にわたって充実したスポーツライフを送れるように、スポーツ実施率が低い世代のニーズに応じたスポーツ機会の提供促進などに取り組む必要があります。

【スポーツを週1回以上行う20歳以上の県民の割合（スポーツ実施率）】

県政世論調査で週に1回以上スポーツをすると答えた20歳以上の県民の割合

令和4年度 57.8%（目標値65.0%以上）

3 教育を取り巻く社会の動向と社会状況の変化

(1) 人口減少と人口構造の変化

本県の人口は令和3年（2021年）の734.3万人（埼玉県推計人口）まで増加を続けてきましたが、令和4年（2022

年)には733.1万人と減少に転じ、令和22年(2040年)には約685万人に減少すると予想されています。年齢区分では、0歳から14歳までの年少人口は、減少が続いている、令和5年(2023年)で86.0万人です。今後も緩やかな減少を続け、令和22年(2040年)には約75万人になると見込まれています。また、15歳から64歳までの生産年齢人口は、平成12年(2000年)をピークに減少が続いている、令和5年(2023年)で454.3万人です。令和22年(2040年)には約380万人まで減少する見通しです。

一方、65歳以上の高齢者は、令和5年(2023年)で197.8万人であり、令和22年(2040年)には約230万人に増加することが見込まれ、県民の3人に1人が高齢者となる見込みです。

また、本県における在留外国人数は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時減少したものの、令和4年(2022年)には約21.3万人と過去最高になり、平成30年(2018年)と比べ約3.2万人増加しています。

(出典：国立社会保障・人口問題研究所ホームページ (<http://www.ipss.go.jp>)

「在留外国人統計」出入国在留管理庁 (<http://www.moj.go.jp>)

(2) 経済・雇用情勢の動きと格差の固定化・再生産

令和2年(2020年)、新型コロナウイルス感染症の世界的流行によって、経済活動は制限され、国際社会は未曾有の経済停滞にさらされました。

このことは我が国の経済にも甚大な影響をもたらし、急激かつ大幅な景気後退に至りました。令和4年(2022年)以降、緩やかに持ち直していますが、ロシアのウクライナ侵略等による原材料価格の上昇や円安による輸入物価の上昇は、国内物価を上昇させ、家計・企業の活動などに影響を与えています。

「埼玉県経済動向調査」によると、本県の経済も新型コロナウイルス感染症の影響で厳しい状況が続いていましたが、回復への動きが見られるとされています。

また、同調査では、令和5年(2023年)3月の有効求人倍率(季節調整値、新規学卒者を除きパートタイム労働者を含む)は1.04倍、県内を就業地とする求人数を用い算出した就業地別の有効求人倍率は1.17倍など、本県の雇用情勢は、緩やかに持ち直しているとされています。

一方で、不安定な非正規雇用の増加や格差の固定化の懸念が指摘されています。「令和4年就業構造基本調査」(総務省)によ

ると、県内の有業者に占める非正規雇用者の割合は、33.5%と全国よりも1.9ポイント高くなっているとされています。

また、「2022（令和4）年国民生活基礎調査」（厚生労働省）によると、全国の子供の相対的貧困率は11.5%であり、約9人に1人の子供が相対的貧困状態にあるとされています。また、いわゆるひとり親家庭（子供がいる現役世帯のうち大人が一人の世帯）の相対的貧困率は44.5%と、ひとり親家庭の半数近くが相対的貧困状態にあるとされています。

貧困家庭で育った子供は、経済的困窮を背景に教育や体験の機会に乏しく、地域や社会から孤立し、様々な面で不利な状況に置かれてしまう傾向にあると言われています。また、十分な教育を受けられることで進学や就職で不利になり、収入の高い職に就けないなど、親の代から貧困が連鎖してしまうという問題が指摘されています。

(3) 身近に迫る脅威と新たな社会への進展

ロシアによるウクライナ侵略などの国家間の政治的・経済的な緊張や紛争、テロリズム、新型コロナウイルス感染症の流行などが原因で、世界的に不安定な状況が続いている。このような状況は、グローバル化の進展に伴い強まった世界の国々の国際貿易などの相互依存関係とともに、世界経済にだけでなく、原材料や製品の生産コストの上昇による物価高騰など、ひいては私たちの生活にも影響を与えています。

また、近年、気候変動の影響から、自然災害が激甚化・頻発化していることが指摘されており、地球温暖化の進行に伴って、この傾向が続くことが見込まれています。今後発生が想定されている首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模地震や火山噴火など、災害への備えが必要です。今後も更に高まる自然災害リスクと正面から向き合い、将来予測される被害を回避・軽減するため、あらゆる努力が求められています。

このような状況の中、学校においては児童生徒の安全を守ることを何よりも優先する必要があります。児童生徒に危害をもたらす様々な危険や事故等を防止し、万が一、事故や自然災害等が発生した場合には、被害を最小限にするための取組が求められます。

一方で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、私たちの生活を一変させ、社会に新しい生活様式をもたらしました。中でも、テレワークや、オンライン教育、オンライン診療などのオンラインサービスをはじめとする新しい働き方・暮らし方は、より多様で柔軟な生き方の実現へつながっています。

ポストコロナ時代を見据えて、デジタル技術の活用やデジタルインフラなどの戦略的な構築を進め、新しい価値を生み出す変

革、すなわちデジタルトランスフォーメーション（DX）が求められています。

DXの実現は、教育の分野にも大きな変革をもたらし、児童生徒の学びを豊かにし、教職員の働き方を効率的なものに変えるなど様々な課題を解決する大きな可能性を秘めています。

(4) 子供をめぐる教育的ニーズの多様化

本県における特別支援学校や小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒は増加傾向にあり、令和4年度（2022年度）は平成29年度（2017年度）の約1.3倍の2万人超となり、小・中学校、高等学校の通常の学級においても、通級による指導を受けている児童生徒が増加しています。

また、令和4年（2022年）に文部科学省が実施した「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」では、全国の小・中学校の通常の学級に8.8%程度の割合で、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面での著しい困難を示す児童生徒が在籍しているという推計が示されています。

さらに、不登校児童生徒が全国的にも増加している中、本県においても増加の傾向にあり、令和4年度（2022年度）の本県の不登校児童生徒は約14,000人となっています。

加えて、本県における日本語指導が必要な児童生徒（外国籍・日本国籍含む。）は、約3,700人で10年前の約2.6倍に相当します。こうした中、平成31年（2019年）に新たな在留資格「特定技能」が創設されたことや、令和5年（2023年）に特定技能2号の対象分野追加が決まったことなどから、在留外国人の更なる増加が見込まれ、それに伴い外国人児童生徒の増加も予想されます。

そのほか、ヤングケアラーや、LGBTQの児童生徒への支援など、教育をめぐるニーズは多様化しており、対応が求められています。

また、令和5年（2023年）4月には、こども施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が施行され、一人一人の状況に応じた更なる支援が求められています。

(5) 教職員を取り巻く状況の変化

我が国の教員の勤務時間はOECDによる調査では調査参加国の中で最長であり、教職員の児童生徒への献身的な姿勢とと

もに、社会の変化や要請を踏まえ、学校の役割が拡大し、教職員の負担が増加していることが指摘されています。

また、いわゆる超過勤務に相当する時間外在校等時間が本県の「学校における働き方改革基本方針」の目標である月45時間を超えている教員の割合は、令和4年（2022年）11月時点で、小学校36.1%、中学校50.8%、高等学校29.4%、特別支援学校11.5%となっており、時間外在校等時間の一層の縮減が課題となっています。加えて、近年の大量退職等に伴う採用者数の増加や教員採用選考試験の受験者数の減少、産休・育休取得者や特別支援学級の増加等を要因とした、採用倍率の低下や教員不足といった課題も生じており、学校における働き方改革の更なる推進と併せて、教職の魅力の向上が求められています。

(6) 地域と家庭の状況の変化

地域人口の減少や高齢化率の上昇でコミュニティの維持が困難となり、人と人との結び付きが希薄化し、地域での人間関係・信頼関係の構築が難しくなるという指摘があります。

地域社会において、一人一人がより豊かな人生を送ることのできる持続可能な社会づくりを進めるためには、地域の活動・行事への参加や、地域の課題解決に向けた提案など、住民自らが担い手としてその運営に主体的に関わっていくことがこれまで以上に重要です。

また、家族形態の変化、価値観やライフスタイルの多様化等によって、家庭を取り巻く環境が変化する中、子育てに不安を持つ保護者も多く、地域全体で家庭教育を支えることが重要です。

4 取り組むべき課題

第3期計画の成果と課題、教育を取り巻く社会の動向、社会状況の変化などを踏まえて、今後、取り組むべき課題は、以下のとおりです。

(1) 社会の激しい変化に対応するための資質・能力の育成

急速なグローバル化の進展や超スマート社会（Society 5.0）の到来といった変化の激しい社会を生き抜くためには、子どもたちの、基礎的・基本的な知識や技能とともにどのような変化にも柔軟かつ創造的に対応できる力を育成していくことが求められます。

具体的には、文章の意味を正確に理解する読解力、教科等固有の見方・考え方を働かせて自ら考えて表現する力、対話や協働を通じて知識や考えを共有し新しい解や納得解を生み出す力などが挙げられます。

また、豊かな情操や道徳心を培い、正義感、責任感、自他の生命の尊重、他者への思いやり、自己肯定感、人間関係を築く力などの育成を図るとともに、発達段階に応じて体力の向上、健康の保持増進を図ることなどは、どのような時代であっても変わらず重要です。

ア 確かな学力と自立する力の育成

「何を学ぶか」だけではなく「何のために学ぶのか」という観点から、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するための思考力・判断力・表現力を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実が必要です。

本県においては、「埼玉県学力・学習状況調査」などの取組による成果を基に、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実し、子供たちに知識や技能をしっかりと身に付けさせ、学んだ知識や技能を活用する力を育成する必要があります。

また、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくためには、社会人、職業人としての基礎となる知識・技能や、地域の課題等についての認識を深め、その解決を社会の構成員の一人として担うなど、社会の形成に主体的に参画するための資質・能力を身に付ける必要があります。

グローバル化やDXは労働市場に変容をもたらしており、これから時代の働き手に必要となる能力は変化しています。AIやロボットによる代替が困難である新しいものを創り出すことや、他者と協働しチームで問題を解決するといった能力が今後一層求められることが予測され、教育の内容や方法はこうした変化に適切に対応していくことが求められます。

イ 豊かな心と健やかな体の育成

社会の多様化が進む中、一人一人が多様な他者を理解、尊重し、知識や考えを共有し、対話や協働を通じて新しい解や納得解を生み出すことが重要になっており、子供たちの豊かな人間性や社会性を育んでいくことが大切です。

そのため、多様な他者を理解、尊重する力を身に付けられるように、外国人児童生徒等と交流する留学・異文化交流・国際理解教育、地域で子供と大人が交流・協働する体験活動などを通して、自らとは異なる立場の人々や地域の人々と接する機会を持つことが重要です。

加えて、いじめ防止対策や人権を尊重した教育の推進に取り組んでいく必要があります。

また、体力は、あらゆる活動の基本であり、身体面のほか、意欲や気力といった精神面の充実にも大きく関わります。

そのため、学校保健の充実による発達段階に応じた健康の保持増進、学校での体育的活動や身近な地域のスポーツ環境の充実による体力の向上などを図っていく必要があります。

(2) 多様なニーズに対応した教育の推進

障害のある子供や、不登校児童生徒、高校中途退学者等、経済的に困難な子供、日本語指導が必要な児童生徒、ヤングケアラー、L G B T Qの児童生徒など、多様なニーズを有する子供たちに対応し、一人一人の状況に応じたきめ細かな支援が求められます。

障害のある子供と障害のない子供が同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、一人一人の教育的ニーズに応じた多様な学びの場の整備を進めることで、インクルーシブ教育システムの構築の視点に立った特別支援教育を推進する必要があります。

また、不登校児童生徒の教育機会の確保や相談体制の充実など、不登校対策を更に推進していくとともに、高校中途退学者等の社会的自立に向けた切れ目ない支援が求められます。

子供の貧困問題に加え、日本語指導が必要な児童生徒の増加、ヤングケアラーの顕在化、L G B T Qなど、教育をめぐるニーズは多様化しており、社会的包摂の観点から教育機会の確保や配慮、支援を行うことが必要です。

(3) 質の高い学校教育を推進するための環境の充実

新しい時代に求められる確かな学力や自立する力、豊かな心、健やかな体を育むためには、学校教育の質の向上を図ることが不可欠であり、その担い手となる教職員の資質・能力の向上を図っていくことが求められます。このため、優れた教職員を確保するとともに、教職員研修の充実などによって指導力のある教職員の育成を図っていくことが重要です。

また、より良い教育を行うためには、児童生徒に向き合う時間を確保し、学校における働き方改革を推進する必要があります。

他方、教職員の不祥事は、児童生徒・保護者をはじめ関係する多くの方々の心を傷つけ、県民からの本県教育への信頼を失わせるもので、決してあってはならないものです。このため、不祥事根絶に向けた取組を推進していきます。

また、G I G Aスクール構想によって1人1台端末と高速通信ネットワーク等のI C T環境の整備が飛躍的に進展しました。

ＩＣＴを活用した新たな取組の実践を通じて、一人一人の状況やニーズに応じたより良い教育環境を目指すとともに、校務DXを通じた教育データの利活用や学校における働き方改革に取り組む必要があります。

(4) 家庭・地域の教育力の向上

家庭は、子供たちの健やかな成長の基盤であり、家庭教育は、全ての教育の出発点です。地域とのつながりの希薄化や、親が身近な人から子育てを学んだり助け合ったりする機会の減少など、子育てや家庭教育を支える地域環境が変化している中、地域全体で家庭教育を支えることが重要となっています。

また、子供たちは、地域の大人との日常的なふれあいや様々な経験を通して、地域の構成員としての社会性などを身に付けることができます。

社会総がかりで子供たちの学びや育ちを支える地域学校協働活動など、学校が核となり、地域と連携・協働していくことが必要です。

(5) 生涯にわたる学びの推進、文化芸術の振興とスポーツの推進

人生100年時代をより豊かに生きるために、県民一人一人が生涯にわたって自ら学習し、自己の能力を高めるとともに、学習の成果を働くことや地域社会の課題解決につなげていくことが一層重要になっていきます。社会の変化に対応した豊かな生涯学習の機会の提供や、学びの成果を生かすための支援が必要です。

また、文化芸術は人々の創造性を育み、感動や安らぎを与え、心豊かな生活をもたらします。文化芸術活動の支援や、伝統文化の後継者の育成・支援や理解を深める取組など、文化芸術の振興や伝統文化の継承を図る必要があります。

スポーツは、心身の健康増進と体力向上だけでなく、健康長寿社会や共生社会の実現、地域の活性化など、県民生活において多面にわたる効果が期待されます。県民誰もが生涯にわたってスポーツに親しめる環境の充実に取り組む必要があります。

5 埼玉教育の基本的な考え方

(1) 基本理念

ア 基本理念の考え方

教育の目的は、「教育基本法」において「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」（第1条）と規定されています。

本県では、「教育基本法」に基づく教育の使命を果たすため、第3期計画において、2030年以降も見据えた中長期的な視点に立ち、「豊かな学びで 未来を拓く埼玉教育」を基本理念として掲げ、教育行政を推進してきました。この基本理念は、社会の変化を予測することが困難なこれから時代において、社会への関わりや多様な人々との交流を通じて新たな価値を創造し、人生や社会の未来を切り拓くことのできる力を有し、社会の持続的な発展を支える担い手を育てていく上での基本的な考え方として掲げられたものです。

第3期計画の終期に際し、改めて2030年やその先の2040年を見据えると、超スマート社会（Society 5.0）に向けた急速な技術革新や、少子高齢化が更に進み、労働市場の在り方や働く人に必要とされるスキルが変容していくと言われており、社会の大きな変化が見込まれます。このような時代において、第3期計画の基本理念の考え方は、変わらずに重要なものです。

また、第3期計画期間を振り返ると、新型コロナウイルス感染症の感染拡大とロシアのウクライナ侵略による国際情勢の不安定化という、予測困難な時代を象徴する事態が生じました。この間、新型コロナウイルス感染症対策としてのオンライン学習などICTを活用した教育が大きく進展しましたが、本県においては、将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合が低下するという状況も見られました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための学校の臨時休業や教育活動の制限などが要因の一つと考えられ、体力の低下や、不登校児童生徒の増加などを含め、子供たちの心身の発達への影響が懸念されています。予測困難な事態が生じただけでなく、こうした影響もまた予測困難なものです。こうした事態に対して、教育を含む社会のあらゆる分野において、課題を克服し少しでも望ましい状況を目指して様々な取組が行われています。

社会の変化への対応が差し迫っている今、「知識・技能」の習得だけではなく、未知の状況に対応できる「思考力・判断力・表現力」や、学びを人生や社会に主体的に生かそうとする「学びに向かう力・人間性」を含めた資質・能力を育成することの重要性はますます高まっています。持続的に発展する社会の創り手を育成していくためには、第3期計画の基本理念の考え方を踏まえた上で、更に充実した学びにすることが求められています。

本県ではこれまで、児童生徒一人一人の成長に着目した「埼玉県学力・学習状況調査」の実施や、児童生徒同士が話し合って解答を導き出す「協調学習」の推進などを通して、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させる取組を進めてきま

した。今後はこれらの取組に加えて、教科等横断的な学習の充実など、教育の質を更に高める必要があります。

また、人生100年時代を見据え、変化の激しい社会においては、学校教育だけでなく社会人の学び直し（リカレント教育）をはじめとする生涯学習の必要性が高まっています。

イ 基本理念

将来の予測が困難な時代において、一人一人が豊かで幸せな人生を送るとともに、持続的に発展する社会の創り手となるためには、教育の使命は極めて重要です。

こうした状況において、第3期計画の基本理念の考え方は変わらず重要であり、第4期計画においては第3期計画の基本理念を継承し、次のとおり掲げます。

「豊かな学びで 未来を拓く埼玉教育」

この基本理念は、第3期計画の基本理念を継承しつつ、社会の変化への対応が差し迫っている今、更に充実した学びにすることで、教育の使命を果たしていくため、県民の誰もが参画し得る生涯を通じた多様で深い学び（「豊かな学び」）によって、人生や社会の未来を切り拓く力を育む（「未来を拓く」）ことを目指すものです。

第3期計画においては「豊かな学び」を「県民の誰もが参画し得る生涯を通じた多様な学び」と定義しましたが、そこに「深い」という言葉も加えることで、子供たちの未来を切り拓く力を一層強く育んでいきます。

「何のために学ぶのか」といったことを深く考えること、学んだことを相互に関連付けてより深く理解すること、自らの人生はもちろん家族や周囲の人々の人生、地域や社会がより良いものとなるよう、学んだことを生かすとともにその体験から学びを得るという、学びと世界が深くつながることの重要性を、この「深い」という言葉に表現しています。

こうした「豊かな学び」で、県民の誰もが人生や社会の未来を切り拓き、一人一人が豊かで幸せな人生を送るとともに、持続的に発展する社会の創り手となることを目指します。

(2) 計画全体に共通する視点

第4期計画では、上述の基本理念の下、次の2点を計画全体に共通する視点として、各施策に反映します。

ア 誰一人取り残さない共生社会の実現に向けた教育の推進

誰一人取り残されず、多様な個人それが幸せや生きがいを感じられる共生社会の実現に向けて、全ての人にとって自分のよさや可能性を引き出せる学びを日常の教育活動に取り入れていく必要があります。

その際、学校教育での支援を必要とする子供たちを支えるという観点だけではなく、そうした子供たちも含め、全ての人が「長所・強み」を持っており、互いに認め合い支え合うことで、それぞれの持つ可能性が引き出されるという観点も大切です。この観点を学びに取り入れることが、誰もが互いを尊重しながら共に生きる社会的包摂の実現につながるものです。

また、一人一人のニーズに応じた教育の機会や質を「公平、公正」に確保することが重要となります。「多様性」、「包摂性」に「公平、公正」を加え、頭文字を取ったD E & I (Diversity, Equity and Inclusion) の考え方方が重視されてきています。

一人一人が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重する共生社会の実現に向けた教育の推進という視点を、障害や不登校、貧困、日本語能力、家族の介護等といった一人一人の状況に応じた支援だけでなく、全ての施策に生かすことが重要です。

イ 教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

今後、社会全体のDXが加速していく中で、学校教育や社会教育など教育の分野において、これまで実現できなかった教育方法の変革によって教育の質を向上させるためには、教育DXを更に推進していくことが不可欠です。

学校教育においては、1人1台端末などを活用してデジタイゼーションを実行しつつ、学習履歴など教育データの積極的な利活用による学びの個別最適化や、オンライン教育の推進、子供が抱える様々な課題やニーズのデジタル活用による早期発見・早期対応、校務の効率化など、将来のDXの実現に向けて、デジタライゼーションへの着実な移行を目指す必要があります。

また、社会教育においては、オンライン学習コンテンツの増加などで県民の利便性を向上させるとともに、誰もがDXの恩恵を享受できるよう、デジタルデバイド解消に向けた支援を行うことも重要です。

オンライン教育やデジタル機器の機能を最大限に活用しつつ、コロナ禍において再認識された、子供たちの知・徳・体を一体で育む日本型学校教育における教員による対面指導や子供同士による学び合い、地域社会での多様な体験活動などの重要性を踏まえ、発達段階や学習場面、一人一人の状況に応じたデジタルとアナログ、オンラインと対面の最適な組合せによって、教育効果を高めていくことが求められます。

また、データの利活用においては、個人情報の適正な取扱いが求められることなどを踏まえ、安心・安全を確保することが重要です。特に、社会に急速に普及しつつある生成AIを含め、デジタル社会の正負の両側面に留意しつつ、デジタルリテラシーやサイバーセキュリティの知識を身に付け、自分で考え行動できる力を育むことが求められます。

これらを踏まえながら、教育DXの推進という視点を、各施策に反映します。

(3) 目標

基本理念を踏まえ、教育をめぐる様々な課題に応じて、きめ細かに、かつ、的確に目標設定を行うため、今後5年間（令和6年度（2024年度）～令和10年度（2028年度））に取り組む教育行政の10の目標を示します。

ア 目標I 確かな学力の育成

「埼玉県学力・学習状況調査」の取組による成果を踏まえ、「主体的・対話的で深い学び」の実践を充実させるなど、児童生徒一人一人の学習意欲と学力を確実に伸ばす教育を推進します。

「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善や教科等横断的な学習を進め、児童生徒の思考力・判断力・表現力など新たな時代に求められる資質・能力を育成するとともに、伝統と文化を尊重し、グローバル化や技術革新に対応する教育、人格形成の基礎を培う幼児教育を推進します。

イ 目標II 豊かな心の育成

体験活動を推進するとともに、道徳教育、人権教育の推進を図ります。

生徒指導上の諸課題の早期発見・早期対応に取り組むほか、発達支持的生徒指導を推進するなど、あらゆる教育活動を通じて生徒指導を推進します。

ウ 目標III 健やかな体の育成

学校保健の充実や食育の推進などに取り組み、発達段階に応じた健康の保持増進を図ります。

学校での体育的活動の充実とともに、児童生徒の運動習慣の確立に向けた取組を推進します。

エ 目標IV 自立する力の育成

家庭や地域・企業と連携し、職場体験やインターンシップを実施するなど、小・中学校、高等学校、特別支援学校において、各学校段階に応じたキャリア教育・職業教育を推進します。

児童生徒が自身に関わるルールの制定過程等に参画する取組や主権者教育の推進など、主体的に社会の形成に参画する力を育成します。

オ 目標V 多様なニーズに対応した教育の推進

共生社会の実現に向けて、障害のある子供と障害のない子供が共に過ごすための取組や、一人一人の教育的ニーズに応じた多様な学びの場の整備を進め、インクルーシブ教育システムの構築の視点に立った特別支援教育を推進します。

不登校児童生徒や、高校中途退学者等、経済的に困難な子供、日本語指導が必要な児童生徒、ヤングケアラー、L G B T Q の児童生徒など、一人一人の状況に応じた支援を図ります。

カ 目標VI 質の高い学校教育を推進するための環境の充実

教職員研修の充実や効果的な指導技術の共有化などを通して、教職員の資質・能力の向上を図ります。また、多様な人材との連携体制の構築など、学校の組織運営を改善します。さらに、社会のニーズに応える特色ある県立高校づくりを推進します。

子供たちの安心・安全の確保、学習環境の整備・充実、私学教育の振興に取り組みます。

キ 目標VII 家庭・地域の教育力の向上

家庭教育支援の充実を図るほか、学校と地域（地域の住民、保護者、企業や団体等）との連携・協働による学びを推進するなど、家庭や地域の教育力の向上に取り組みます。

ク 目標VIII 生涯にわたる学びの推進

生涯にわたる学びで必要な知識・技能を身に付け、自らの可能性を最大限に伸ばし、活躍できる環境を整備します。

また、学びを活用した地域課題解決への支援など、社会教育を推進します。

ケ 目標IX 文化芸術の振興

県民の文化芸術活動への参加促進や県立博物館等における魅力的な展示の実施などに取り組み、文化芸術活動の充実を図ります。

文化財の適切な保存・活用に取り組むなど、伝統文化の継承を図ります。

コ 目標X スポーツの推進

県民一人一人が興味関心に基づき、生涯にわたってスポーツに親しむことができるよう、スポーツ・レクリエーション活動を推進します。

スポーツ科学によるアスリートの競技力向上など、競技スポーツを推進するとともに、公正で安心なスポーツ活動を推進するため、スポーツ・インテグリティや安心・安全の確保に努めます。

第2章 施策の展開

1 目標I 確かな学力の育成

(1) 施策1 一人一人の学力を伸ばす教育の推進

ア 現状と課題

全ての子供が基礎的・基本的な知識や技能を確実に習得し、思考力・判断力・表現力や主体的に学習に取り組む態度等を身に付けるためには、一人一人の成長やつまずきなどを把握した上で、個々の興味・関心・意欲等を踏まえたきめ細かな指導・支援を行うことが重要です。

本県では、平成27年度（2015年度）から、小学校4年生から中学校3年生までを対象として「埼玉県学力・学習状況調査」を実施し、調査結果を分析・研究して優れた指導方法を把握するなど指導の改善に活用しています。また、一人一人の「学力の伸び」や学習内容の定着度を把握し、それらの学習データを活用して個に応じた指導の実現に取り組んでいます。

高等学校においては、中学校までの学習状況を踏まえながら、個々の生徒の学力や学習状況を把握することにより、生徒一

人一人の学習意欲や学力の向上に取り組んでいます。

特別な教育的支援を必要とする児童生徒には、個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成などにより、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な支援に努めています。

イ 施策の方向性

- (ア) 児童生徒の学習意欲と学力を確実に伸ばす教育を推進します。
- (イ) 学習データを活用した個に応じた指導を推進します。
- (ウ) 児童生徒へのきめ細かな指導の充実を図ります。

ウ 主な取組

- (ア) 「埼玉県学力・学習状況調査」の実施とその活用による指導方法の改善
 - a 「埼玉県学力・学習状況調査」を実施し、児童生徒の基礎的・基本的な知識や技能、思考力・判断力・表現力などの活用する力と学習意欲・態度を詳細に把握します。また、その結果を小学校4年生から中学校3年生まで毎年度継続して本人・保護者・学校が共有・活用することにより、児童生徒一人一人の成長を支え、学力や学習意欲を確実に伸ばす教育に取り組みます。
 - b 学力の経年変化を的確に把握することにより、更なる授業改善につなげます。
 - c 調査に参加する自治体と連携・協働し、調査データの分析結果や効果的な取組を共有します。
- (イ) 学習データを活用した個に応じた指導の研究・実践
 - 学力テスト等の学習データを蓄積し、そのデータを基に児童生徒の学習状況分析を行い、児童生徒一人一人の状況に応じた指導の研究・実践に取り組みます。
- (ウ) 児童生徒の学習意欲・学力向上の取組の推進
 - a 小・中学校9年間にわたる児童生徒の学びと育ちの連續性を重視した教育を展開することで、学習意欲の向上や小学校から中学校への円滑な接続を推進します。
 - b 各教科等の特質に応じ、ＩＣＴを活用した新たな教材や学習活動等を積極的に取り入れ、個別最適な学びと協働的な学

びの一体的な充実を図り、児童生徒の資質・能力の向上に取り組みます。

- c 高等学校では、生徒の学習意欲や学力の向上、自立する力の育成、進路希望の実現に向けて、学習履歴など生徒の成長の記録を本人・保護者・学校が共有・活用することにより、一人一人を確実に伸ばす教育に取り組みます。
 - d 特別支援教育については、インクルーシブ教育システムの構築の視点を踏まえ、個別の指導計画や個別の教育支援計画に基づき、児童生徒の成長を本人・保護者・学校・関係機関が共有し、その記録を活用しながら、障害の状況や発達段階に応じて一人一人の成長を支え、確実に伸ばす教育に取り組みます。
- (エ) 少人数指導などのきめ細かな指導の充実
- a 児童生徒に対するきめ細かな指導を実現するため、少人数指導や習熟度別指導、補充的指導など個に応じた指導を進めます。
 - b 少人数指導などのきめ細かな指導の充実に必要な教員が配置できるよう、国に対して教職員定数の増員を働き掛けます。
 - c 基礎学力に課題を抱えた高校生を対象に、大学生などを学習サポーターとして活用し、義務教育段階の学習内容の学び直しを進めます。

エ 施策指標

学力・学習状況調査における学力状況

- (ア) 「全国学力・学習状況調査」において全国トップクラスにある教科数

現状値 小学校 6年生 0教科 → 目標値 全教科

中学校 3年生 0教科 全教科

(令和5年度) (令和10年度)

- (イ) 「埼玉県学力・学習状況調査」において学力を伸ばした児童生徒の割合

現状値 小学校（4年生→6年生） 47.5% → 目標値 67.9%

中学校（1年生→3年生） 46.6% 61.6%

(令和5年度) (令和10年度)

(2) 施策2 新しい時代に求められる資質・能力の育成

ア 現状と課題

将来の予測が困難な時代の中で、一人一人の豊かで幸せな人生と持続的に発展する社会の実現のためには、社会への主体的な関わりや多様な人々との交流を通じて新たな価値を創造し、人生や社会の未来を切り拓くことのできる力を持った人材を育てることが求められています。

そのため、答えが一つに定まらない問題に自ら課題を発見し答えを見いだしていく思考力・判断力・表現力や、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度などを発達段階に応じて育成していくことが必要です。

本県では、児童生徒が主体的に学びに参加し、話し合い、お互いの関わりの中で考えを統合して自らの理解を深める「協調学習」に取り組むなど、授業の改善を推進しています。

また、持続可能な社会の創り手の育成に向けて、各教科等の学びを基盤としつつ、様々な情報を活用しながらそれを統合し、課題の発見・解決や社会的な価値の創造に結び付けていく教科等横断的な学習の充実を図ることが必要です。

さらに、情報モラルを含む情報活用能力を身に付け、自ら考え方行動できる力を育むことも求められます。

加えて、読書は、感性を磨き、想像力を豊かにするなど、人生をより深く生きる力を身に付けることに資するとともに、文章の内容を的確に捉えながら読み解く力や、表現する力などを育むことに資するという観点からも、その重要性が高まっているとの指摘もあり、読書活動を推進する必要があります。

イ 施策の方向性

- (ア) 児童生徒の思考力・判断力・表現力や主体的に学習に取り組む態度を育成します。
- (イ) 各教科等の学びを基盤としつつ、様々な情報を活用しながらそれを統合し、課題の発見・解決や社会的な価値の創造に結び付けていく資質・能力を育成します。
- (ウ) 児童生徒の情報活用能力を育成します。
- (エ) 家庭・地域・学校における子供たちの読書活動を推進します。

ウ 主な取組

- (ア) 「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善
 - a 教員が児童生徒の学びを支援しながら、児童生徒が主体的に授業に参加し、児童生徒同士が相互に意見を述べることで課題を多面的に捉え、より質の高い思考力・判断力・表現力を身に付ける「協調学習」や効果的なＩＣＴの活用に取り組むなど、授業改善を推進します。
 - b 児童生徒のコミュニケーション能力や問題発見・解決能力、情報活用能力など、将来の予測が困難な時代を生きていくための基礎となる資質・能力を育成するため、大学や研究機関、企業と連携した取組を進めます。
- (イ) 指導内容・指導方法の工夫・改善
 - a 新しい時代に求められる資質・能力の育成に向けた教育課程を着実に実施するため、研修や指導資料の充実、ＩＣＴの効果的な活用など、各学校における指導内容・指導方法を工夫・改善するとともに、カリキュラム・マネジメントの充実を図ります。
 - b 高等学校においては、生徒の学習意欲や能力を高めるため、大学や研究機関などと連携した授業を取り入れるなど、指導内容・指導方法を工夫・改善します。また、多様な地域の力を学校と結び付ける取組により、高等学校や特別支援学校における、地域の人的・物的資源を活用した実社会からの学びの充実を図ります。
- (ウ) 教科等横断的な学習の充実
 - a 小・中学校においては、教科等横断的な視点による教育課程の編成・実施を支援します。
 - b 高等学校においては、各教科等の学びを基盤としつつ、様々な情報を活用しながらそれを統合し、課題の発見・解決や社会的な価値の創造に結び付けていく資質・能力の育成のために、教科等横断的な学習や探究活動の充実を図ります。
 - c データサイエンスの基礎的な手法を用いた課題解決ができる人材を育成する教育を推進します。
 - d 特別支援学校においては、児童生徒の障害の状態を踏まえ、教育課程の編成を工夫するなど、教科等横断的な学習の充実を図ります。
- (エ) 地域社会との連携・協働による学びの推進
 - a 様々な分野の知識・能力を持った地域住民や企業、NPOなど、地域社会との連携・協働による学びを推進します。
 - b 地域住民等に対して地域と学校とが連携・協働することの意義の理解促進を図ります。

(オ) 児童生徒の情報活用能力の育成

- a 学習の基盤となる資質・能力としての情報活用能力を育成するため、ＩＣＴを活用した学習活動の充実を図るとともに、基本的な操作技能やプログラミング的思考、情報モラル、情報セキュリティ、統計等に関する指導の充実を図ります。
- b 全ての教員がＩＣＴを効果的に活用した実践的な指導ができるよう、指導力向上のための研修の充実を図ります。

(カ) 読書活動の推進

家庭、地域、学校等において子供が読書に親しむ機会の提供と環境の整備・充実を図ります。また、子供の読書活動に関する啓発・広報を行うとともに、読書に親しむための推進体制の整備を行います。

エ 施策指標

(ア) 「主体的・対話的で深い学び」に関する研修を受講し授業を行った教員数

現状値 13, 144人 → 目標値 20, 000人

(令和4年度末) (令和10年度末)

(イ) 教科等横断的な学習や探究活動を行うことで、学びが深まったと感じる生徒及び教員の割合

現状値 — → 目標値 90. 0%

(令和10年度)

(ウ) 児童生徒がＩＣＴを活用して学びを深めることを指導できる教員の割合

現状値 73. 4% → 目標値 100%

(令和4年度) (令和10年度)

(3) 施策3 伝統と文化を尊重しグローバル化に対応する教育の推進

ア 現状と課題

これからの中長期社会を主体的に生きる人材を育成するためには、伝統と文化を尊重し、我が国と郷土埼玉を愛する態度や、他国を尊重し国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う教育が大切です。

また、新型コロナウィルス感染症の感染拡大の影響により低迷していた国際経済やグローバルな人的交流は回復基調にあ

るとともに、デジタル化の進展により、国内にいながら世界とつながる機会も増えています。

さらに、ロシアによるウクライナ侵略などの国家間の政治的・経済的な緊張や紛争などが原因で、世界的に不安定な状況が続いています。このような状況は、グローバル化の進展に伴い強まった世界の国々の国際貿易などの相互依存関係とともに、世界経済にだけでなく、原材料や製品の生産コストの上昇による物価高騰など、ひいては私たちの生活にも影響を与えています。

加えて、近年、気候変動の影響により、自然災害が激甚化・頻発化していることが指摘されています。こうした中で、社会の持続的な発展を生み出す人材として、地球規模課題を自らに関わる問題として捉え、社会経済的な課題解決に参画するグローバル・リーダーや、グローバルな視点を持って地域社会の活性化を担う人材の育成が求められています。

そのためには、我が国の伝統と文化を尊重し国際社会の平和と発展に寄与する態度や、チャレンジ精神、多文化共生の精神、豊かな語学力など異なる文化・価値を乗り越えて関係を構築する能力を育成する教育の充実を図ることが必要です。

イ 施策の方向性

- (ア) 伝統と文化を尊重し、我が国と郷土埼玉を愛する態度を養います。
- (イ) グローバル化の進展に対応する力を育む教育を推進します。
- (ウ) 児童生徒の外国語教育などの充実を図ります。

ウ 主な取組

(ア) 伝統と文化を尊重する教育の推進

我が国の伝統と文化、歴史や地理に対する理解を深め、我が国に対する誇りを育む教育を推進します。また、地域の資源を活用するなど、郷土への誇りを育むため、郷土埼玉の偉人や歴史・風土などに関する教育の充実を図ります。

(イ) グローバル化の進展に対応する力を育む教育の推進

a 学校における教育活動全体を通じて、視野を広げ、国際社会の平和と発展に寄与する態度、地球規模課題の解決にチャレンジする精神などを養う教育を進めます。また、国際交流や海外研修については、現地訪問のほか、オンライン交流等、ICTを効果的に活用し推進します。

- b 児童生徒の発達段階に応じ、異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育を進めます。
- (ウ) 世界で活躍できる人材の育成
- a 世界で活躍できる人材を育成するため、幅広い教養や異文化・多様性に対する理解、課題解決能力などの国際的素養を育む教育を推進します。
- b 関係機関と連携し、生徒の海外留学を支援します。
- (エ) S D G s の実現に向けた教育の推進
- 地球規模課題を自らの問題として捉え、課題解決に向けて自ら考え行動を起こすことができる力を育むため、S D G s の実現に向けた教育を推進します。
- (オ) 英語をはじめとした外国語教育の充実
- 児童生徒の外国語でコミュニケーションを図る資質・能力を育成するため、小・中学校、高等学校の一貫した外国語教育を重視し、教員の指導力や専門性を向上させるほか、高等学校への外国語指導助手の適切な配置などに取り組みます。

エ 施策指標

- (ア) 地域の歴史や自然について関心があると回答した児童生徒の割合
- 現状値 小学校 5年生 69.0% → 目標値 80.0%
- 中学校 2年生 47.4% 60.0%
- (令和5年度) (令和10年度)
- (イ) 中学校・高等学校卒業段階における英語力
- a 中学校卒業段階でC E F RのA 1 レベル相当（英検3級等）以上を達成した生徒の割合
- 現状値 50.1% → 目標値 60.0%以上
- (令和4年度) (令和10年度)
- b 高等学校卒業段階でC E F RのA 2 レベル相当（英検準2級等）以上を達成した生徒の割合
- 現状値 42.6% → 目標値 50.0%以上
- (令和4年度) (令和10年度)

(4) 施策4 技術革新に対応する教育の推進

ア 現状と課題

今後、A I やロボットなど、技術革新の更なる進展により、社会や生活を大きく変えていく超スマート社会（Society 5.0）が到来すると予想される中、複雑かつ困難な社会課題の解決や持続的な社会の発展に向けて、新たな価値を生み出す創造性を身に付けて活躍できる人材を育成することが求められています。

そのため、コミュニケーション能力や問題発見・解決能力など、将来の予測が困難な時代を生きていくための基礎となる資質・能力とともに、科学技術や理科・数学、ものづくりに対する興味・関心を高め、基本的な知識を身に付けるための取組を推進することが必要です。

また、未来に向けて、新たな価値を創造していくためには、社会の持続的な発展を牽引しイノベーションの創出につながる次代の科学技術を担う人材や、アントレプレナーシップ（起業家精神）を備えた人材を育成していく必要があります。

イ 施策の方向性

- (ア) コミュニケーション能力、問題発見・解決能力を育成します。
- (イ) 子供たちの科学技術や理科・数学、ものづくりに対する興味・関心を高め、基礎的素養や論理的に考える力を育成します。
- (ウ) 新たな価値を生み出し、社会の持続的な発展を牽引する人材を企業等と連携して育成します。

ウ 主な取組

- (ア) 「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善
 - a 児童生徒のコミュニケーション能力や問題発見・解決能力、情報活用能力など、将来の予測が困難な時代を生きていくための基礎となる資質・能力を育成するため、大学や研究機関、企業と連携した取組を進めます。
 - b I C T を効果的に活用し、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図り、社会で生きていくために必要な資質・能力を育成します。
 - c 障害特性に応じて I C T を活用することにより、学習上の困難を改善・克服し、障害のある児童生徒一人一人の資質・

能力を伸ばします。

(イ) 科学技術等への関心を高める取組の推進

科学技術や理科・数学、ものづくりに重点を置いたカリキュラムの開発や課題研究の推進、観察・実験等を通じた体験的な学習や課題解決的な学習などにより、科学技術等に対する子供たちの関心を高めます。

(ウ) 社会の持続的な発展を牽引する人材の育成

a 将来、科学技術分野で活躍できる人材を育成するため、大学や研究機関と連携し、生徒の能力・才能の伸長を図ります。

b 企業等の経営者との交流の機会や多様な文化に触れる機会を提供し、生徒自らが答えが一つに定まらない問題を取り組むことにより、豊かな創造性や課題解決能力などの向上を図り、アントレプレナーシップを涵養します。

エ 施策指標

データサイエンスの手法を用いた探究活動を実施した高等学校の割合

現状値 — → 目標値 80.0%

(令和10年度)

(5) 施策5 人格形成の基礎を培う幼児教育の推進

ア 現状と課題

人格形成の基礎が培われる幼少期において、好奇心や探究心、豊かな感性など生涯にわたる学びの基礎を育むことの重要性が指摘されています。

幼稚園や保育所、認定こども園は、幼児期の教育について重要な役割を担っており、それぞれの取組を行うに当たっては、子供の教育について第一義的責任を有する家庭との連携・協力とともに、地域との連携・協力が不可欠です。

子ども・子育て支援制度に基づき、保護者の就労の有無にかかわらず、幼児が適切な教育・保育を受けられるようにするため、幼稚園・保育所がそれぞれの特長を生かした教育・保育を提供できるようにするだけでなく、両者の一体的な提供が求められています。

また、小学校生活に適応できない「小1 プロブレム」に対応し、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続を図るため、幼稚

園・保育所・認定こども園と小学校との十分な連携が課題となっています。

幼稚園・保育所・認定こども園などの施設や機能を活用し、積極的に子育てを支援していく必要があります。

イ 施策の方向性

- (ア) 家庭や地域と連携・協力した幼児教育を推進するとともに、幼稚園教諭・保育士・保育教諭の資質向上を図ります。
- (イ) 子ども・子育て支援制度に基づく教育・保育の提供に向けた取組を推進します。
- (ウ) 子供の発達や学びの連続性を視野に入れた幼児教育の充実を図ります。
- (エ) 幼稚園・保育所・認定こども園などを活用して、子育て支援の充実を図ります。

ウ 主な取組

- (ア) 家庭や地域と連携した幼児教育の推進
 - a 幼稚園教育要領、保育所保育指針や幼保連携型認定こども園教育・保育要領の内容を踏まえ、幼稚園・保育所・認定こども園において、家庭や地域と連携・協力しつつ、生きる力の基礎を育む幼児教育を推進します。
 - b 小学校入学までに子供たちに身に付けてほしいことをまとめた子育ての目安「3つのめばえ」の活用を促進します。
- (イ) 幼稚園教諭・保育士・保育教諭の資質・能力の向上
 - 幼児理解を深めるとともに、幼児一人一人に対応した指導方法の工夫・改善を図るため、幼稚園教諭・保育士・保育教諭を対象に、キャリアステージに応じた研修などを実施します。
- (ウ) 認定こども園の設置促進
 - 認定こども園の設置を促進し、質の高い教育や保育サービスを提供します。
- (エ) 幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続
 - a 幼稚園教諭・保育士・保育教諭と小学校教員との相互交流や合同研修の開催、幼児教育に関する専門的な知識を有する指導者の派遣、幼児と児童の様々な交流活動など、幼保小が協働して実施する「架け橋期」の教育を推進します。
 - b 各地域の実態に応じて、教育課程の接続に向けた市町村や小学校単位での協議会などの実施を促進します。
- (オ) 幼稚園・保育所・認定こども園などを活用した子育て支援の充実

幼稚園・保育所・認定こども園の施設や機能を活用して、保護者の保育参加を進めるとともに、地域子育て支援拠点の運営を支援し、子育てや親としての育ちを支援します。

エ 施策指標

幼児教育施設と小学校との接続を意識した教育課程の編成や指導計画を作成した小学校の割合

現状値 16.7% → 目標値 50.0%
(令和4年度) (令和10年度)

2 目標II 豊かな心の育成

(1) 施策6 豊かな心を育む教育の推進

ア 現状と課題

社会の多様化が進む中、一人一人が多様な他者を理解・尊重し、互いに認め合い支え合うことが、誰一人取り残されず、多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じられる共生社会の実現につながります。

あらゆる他者を価値のある存在として尊重する豊かな人間性と、他者との対話や協働を通じて知識や考えを共有し新しい解や納得解を生み出す社会性を育んでいくことが求められます。

令和5年（2023年）4月には、「日本国憲法」及び「児童の権利に関する条約」の精神にのっとり、全ての子供が将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が施行されました。

このことを踏まえ、人権教育等による子供の権利等の理解促進、教育相談の充実などによる子供が安心して学べる環境の整備が必要です。

また、少子化やデジタル化が進む中、現代の子供たちにはリアルな体験が不足していることが指摘されています。体験活動は、自己肯定感、自律性、協調性、積極性などの豊かな人間性や社会性を育成し、また他者と協働することにより共生社会の実現につながる意義を有しており、コロナ禍により機会が減少した様々な体験活動について、その機会の充実を図っていくことが求められます。

さらに、児童生徒の規範意識を醸成するとともに、他者の意見を共感的に受け止める心などの豊かな人間性を育む必要があります。そのためには、子供たちが道徳的な課題に誠実に向き合い、それらを自己のこととして捉え、多様な人々と協働して学ぶ態度を育むことも重要です。

加えて、読書活動は、感性を磨き、想像力を豊かにするなど、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、子供の読書活動の充実を図っていくことが大切です。

そして、学校における部活動は、好ましい人間関係の構築や責任感・連帯感の涵養^{かんよう}に資するなど、大きな役割を果たしています。その運営に当たっては、学校や地域の実態に応じて、外部人材活用、地域との連携など、持続可能な運営体制を整えることが必要です。

イ 施策の方向性

- (ア) 子供の権利や最善の利益を擁護するための取組を推進します。
- (イ) 子供たちの豊かな人間性や社会性を育むため、体験活動を推進します。
- (ウ) 児童生徒の社会的自立に向け、規律ある態度の育成に取り組みます。
- (エ) 様々な道徳的課題に児童生徒が向き合う「考え、議論する道徳」を推進します。
- (オ) 家庭・地域・学校における子供たちの読書活動を推進します。
- (カ) 部活動の持続可能な運営体制を整えます。

ウ 主な取組

- (ア) 子供の権利利益を擁護するための取組の推進
 - a 教職員を対象とした研修において「児童の権利に関する条約」及び「こども基本法」について理解の促進を図り、子供の権利や最善の利益を擁護する取組を推進します。
 - b 人権教育等を通じて、子供の権利や最善の利益について、児童生徒の理解促進を図ります。
- (イ) 体験活動の推進
 - a 自然体験、職場体験、勤労・生産体験、社会奉仕体験や世代間交流を行うなど、家庭・地域・企業・N P Oなどと連携

して、発達段階に応じた様々な体験活動を進めます。

- b 発達段階に応じて職業に触れる体験や企業・社会福祉施設での職場体験など、勤労観・職業観を育成する体験活動を推進します。
- c 小・中学校が学校周辺の農地などを活用して農業体験活動を行う「学校ファーム」の取組の充実を図ります。
- d 高等学校では、地域や学校の実態等に応じた就業やボランティアに関わる体験的な学習について、より一層の充実を図ります。
- e 特別支援学校においては、児童生徒一人一人の障害の状態等を踏まえつつ、企業等での職場実習に参加するなど卒業後の進路を意識した体験活動を実施します。
- f 登校への不安や家庭環境などに課題を抱える子供たちに対して、様々な体験活動の機会を提供し、自己肯定感・自己有用感やコミュニケーション能力、社会性、学習意欲・就労意欲の向上を図ります。

(ウ) 規律ある態度の育成

「埼玉県学力・学習状況調査」の質問調査の結果を、小学校4年生から中学校3年生まで毎年度継続して本人・保護者・学校が共有・活用することにより、児童生徒一人一人の規律ある態度の育成を図ります。

(エ) 道徳教育の充実

- a 本県独自の道徳教材「彩の国の道徳」を活用します。特に、小・中学校においては「特別の教科 道徳」を要として、発達段階に応じた道徳教育の取組を推進するとともに、家庭用「彩の国の道徳」を活用し、家庭・地域・学校が連携した道徳教育を推進します。
- b 小・中学校、特別支援学校において、教育活動全体を通じて道徳教育が行えるよう、各学校で道徳教育の推進を主に担当する道徳教育推進教師を中心とした指導体制づくりを推進します。
- c 子供の夢と豊かな心を育むため、道徳の授業などにおいて、専門的な知識を有する外部講師を招いて講演会などを実施します。

(オ) 読書活動の推進

家庭・地域・学校等において子供が読書に親しむ機会の提供と環境の整備・充実を図ります。また、子供の読書活動に関する啓発・広報を行うとともに、読書に親しむための推進体制の整備を行います。

(カ) 持続可能な部活動の運営

- a 生徒の多様なニーズに対応するとともに、生徒一人一人の健全な成長につながる部活動を推進するため、教員や部活動指導員、外部指導者の指導力向上のための研修を実施します。
- b 部活動において、指導者不足等への対応や専門性を生かした指導の充実のため、部活動指導員や外部指導者の活用を進めます。
- c 生徒のバランスの取れた生活や成長に配慮するため、部活動の活動時間や休養日の適正化を進めます。
- d 生徒のニーズや学校の実態などに対応できるようにするため、適切な部活動の設置や複数校による合同部活動の取組を進めます。
- e 学校と地域との連携・協働により地域の実情に応じた地域クラブ活動の整備・充実を図り、生徒が将来にわたって多様な活動ができる環境の整備を進めます。

エ 施策指標

児童生徒が身に付けている「規律ある態度」の達成状況

現状値 小学校 85.0% → 目標値 100%

中学校	86.1%	100%
(令和5年度)	(令和10年度)	

(2) 施策7 いじめ防止対策の推進と生徒指導の充実

ア 現状と課題

いじめは全ての子供たちに関係する問題であり、どの子供でも、どの学校にも起こり得るものであるとの認識の下、学校と家庭、地域社会、関係機関とが連携して、いじめを生まない環境づくりを推進するとともに、子供たちにいじめを許さない意識を醸成することが必要です。また、「いじめ防止対策推進法」や「埼玉県いじめの防止等のための基本的な方針」などを踏まえつつ、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むことが求められます。

その際、いじめは人権の侵害であることや、相手の立場や気持ちを考えて行動することの大切さを児童生徒が理解し、いじ

めをしない態度や能力を身に付けるよう指導する必要があります。

また、本県の暴力行為発生件数は依然として多く、暴力行為をはじめとした子供たちの非行・問題行動の予防・解決を図るため、家庭・地域等の協力を得た地域ぐるみの取組を推進するとともに、関係機関と連携した体制の充実を図り、取組を進める必要があります。

さらに、生徒指導上の諸課題を未然に防止するために、児童生徒が自発的・主体的に成長や発達する過程を尊重し、また、その過程を学校や教職員が支えていくという視点も必要です。

少年非行については、全体的に減少傾向にはあるものの、特殊詐欺等への加担や、大麻をはじめとした薬物を乱用して検挙される少年が後を絶たないなど、予断を許さない状況にあり、少年非行の防止や非行などの問題を抱える少年が立ち直るための支援に、地域や関係機関が連携して取り組むことが重要です。

イ 施策の方向性

- (ア) 「いじめ防止対策推進法」等に基づき、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に向けた組織的な取組を進めます。
- (イ) 子供たちの他者を思いやる心や人権感覚を育成するとともに、いじめ・非行・問題行動等の解決に社会全体で取り組む気運の醸成を図ります。
- (ウ) いじめ・非行・問題行動等を未然に防止するため、心理又は福祉に関する専門性の高い人材の活用を含めた教育相談体制の充実を図ります。
- (エ) いじめ・非行・問題行動等に対して組織的に対応する指導体制の充実を図るとともに、学校や教職員は、児童生徒が自発的・主体的に成長や発達する過程を尊重し、また、その過程を支えていくという視点に立った発達支持的生徒指導を推進します。
- (オ) いじめ・非行・問題行動等を防止し、有害環境から子供を守るため、家庭・地域と協力した取組を推進するとともに、関係機関と連携した体制の充実を図ります。
- (カ) 非行などの問題を抱える少年の立ち直りを支援します。

ウ 主な取組

(ア) いじめ防止対策の推進

- a 「いじめ防止対策推進法」等の内容について周知徹底を図り、いじめの予防・解消に向けた積極的な認知と早期対応を各学校に促すとともに、いじめ防止の取組やいじめ重大事態発生時の適切な対応等に関する教職員の対応力を向上させるための研修などの充実を図ります。
- b 学校において、児童生徒の人権感覚を育成するため、参加体験型学習を取り入れた「人権感覚育成プログラム」を実施します。
- c いわゆるネットいじめやネットトラブルなどから子供を守るため、関係機関と連携し、教職員への研修を実施するとともに、サイトの監視活動や保護者・児童生徒への啓発、児童生徒自身によるインターネット利用に関するルールづくり活動等の推進に取り組みます。
- d いじめ問題に対して、警察や少年鑑別所等と相互に連携して取り組むため、日常的に情報共有する体制の強化を図ります。
- e 「いじめ撲滅強調月間」（11月）を中心とした「いじめ撲滅キャンペーン」を通じて、いじめ問題の解決に社会全体で取り組む気運の醸成を図ります。

(イ) 教育相談活動の推進

- a 児童生徒の心理又は福祉に関する専門的な知識・経験を有する人材を活用するとともに、市町村が行う教育相談体制の整備を支援するなど、教育相談活動を推進します。
- b I C T を活用した相談体制の充実を図ります。

(ウ) 児童生徒の諸課題に対応するための生徒指導体制の充実

各学校の生徒指導体制を確立し、関係機関との連携・協働を推進することで、生徒指導上の諸課題に対して組織的に対応する指導体制の充実を図ります。

(エ) 発達支持的生徒指導の推進

- a 全ての児童生徒を対象に、児童生徒が自発的・主体的に成長や発達する過程を尊重し、また、その過程を学校や教職員が支えていくという視点に立った発達支持的生徒指導を推進します。
- b 教職員を対象とした研修を実施し、教職員の発達支持的生徒指導についての理解を深めます。

(オ) 児童生徒の自殺予防対策の推進

- a 心の不調に早期に気付く力やSOSの出し方等に関する教材の活用など、学校におけるメンタルヘルスリテラシーの向上に取り組むことで、児童生徒の自殺予防教育を推進します。
- b 児童生徒の自殺を予防するため、児童生徒の心理又は福祉に関する専門的な知識・経験を有する人材を活用するとともに、ICTを効果的に活用した相談体制の充実を図ります。

(カ) 非行・問題行動の防止

- a 非行・問題行動の防止に対して、警察や少年鑑別所等と相互に連携して取り組むため、日常的に情報共有する体制の強化を図ります。
- b 非行防止教室や薬物乱用防止教室の充実を図るとともに、保護者の参加を促し、非行・問題行動の未然防止に取り組みます。

(キ) 青少年を有害環境から守るための取組の推進

- a メディア上の有害情報など、社会の有害環境から子供たちを守るための体制を、国や関係企業と連携して整備します。
- b 学習指導要領に基づき情報モラル教育を推進するとともに、インターネット利用のルールに関する普及啓発活動を実施します。

(ク) 立ち直り支援策の推進

関係機関や民間団体と連携して、非行少年などに対する相談をはじめとした立ち直り支援に取り組みます。

エ 施策指標

いじめの解消率

現状値 97.9% → 目標値 100%
(令和4年度) (令和10年度)

(3) 施策8 人権を尊重した教育の推進

ア 現状と課題

人間関係の希薄化や規範意識の低下、家庭・地域の教育力の低下などに伴い、様々な偏見や差別、いじめなどの人権に係る問題が発生しています。また、インターネットによる誹謗中傷^{ひぼう}、感染症などを理由とした差別のほか、L G B T Qや外国人に対する偏見など、様々な人権課題が生じています。

誰一人取り残されず、多様な個人それが幸せや生きがいを感じられる共生社会の実現に向けて、発達段階に応じて、人権問題を正しく理解し、人権感覚を身に付け、様々な人権問題を解決しようとする子供を育成するための取組を推進する必要があります。

また、男女共同参画の視点に立った教育や新たな人権課題に対応した教育の充実を図ることが必要です。

さらに、県内の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、令和4年度（2022年度）は18,877件で、過去最多となり、児童虐待防止の取組の充実が求められています。

加えて、弱い立場に置かれた子供・若者が性被害に遭う事案が後を絶たない現状や、被害に遭っても、それを性被害であると認識できないことや、声を上げにくく適切な支援を受けることが難しいことなどの課題も指摘される中、子供たちを性暴力の加害者、被害者、傍観者にしない教育を推進する必要があります。

イ 施策の方向性

- (ア) 自分の人権を守るとともに他の人の人権を守ろうとする意識や意欲の向上を図るため、児童生徒や保護者をはじめとする県民の豊かな人権感覚を育成します。
- (イ) 様々な人権課題に対応した教育の充実を図ります。
- (ウ) 子供たちを性暴力の加害者、被害者、傍観者にしない教育を推進します。
- (エ) 関係機関と連携しながら、児童虐待の早期発見・早期対応に努めます。

ウ 主な取組

- (ア) 学校・家庭・地域における人権教育の推進
 - a 人権尊重の理念や様々な人権問題に対する理解を学校・家庭・地域において深めるため、人権教育の推進を図る協議会を開催します。

b 全ての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会の実現を目指し、学校・家庭・地域における人権教育を推進するため、人権教育実践報告会を開催するほか、指導者の研修などに取り組みます。

(イ) 人権教育の学習内容・指導方法の工夫・改善

a 児童生徒や保護者をはじめとする県民の豊かな人権感覚を育むため、参加体験型学習を取り入れた「人権感覚育成プログラム」の活用を推進します。

b 教職員対象の研修や学校における人権教育の実践的な研究を行い、指導方法の工夫・改善に取り組みます。

(ウ) 人権問題を主体的に考え方行動する児童生徒の育成

いじめをはじめとした人権問題について児童生徒が主体的に考える取組などを通して、児童生徒の豊かな人権感覚を育みます。

(エ) 子供を性暴力の当事者にしないための教育の推進

a 子供たちが性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう生命の尊さを学ぶ取組を通して、一人一人を尊重することができる児童生徒の豊かな人権感覚を育みます。

b 児童生徒が性に関する情報等を正しく選択して適切に行動できるようになるために、学習指導要領に基づき、児童生徒の発達段階に応じた性に関する指導に取り組みます。

(オ) 様々な人権課題に対応した教育の充実

学校の教育活動を通じて、男女共同参画の視点に立った教育のほか、L G B T Q や障害のある人、外国人などへの偏見や差別、同和問題（部落差別）やインターネットによる人権侵害、北朝鮮当局による拉致問題など様々な人権課題に対応した教育の充実を図ります。

(カ) 虐待から子供を守る取組の推進

児童虐待から子供を守るため、学校において早期発見・早期対応の中心となる教職員などを対象とした研修の充実を図り、家庭や地域の関係機関と連携した児童虐待防止の取組を推進します。

エ 施策指標

「人権感覚育成プログラム」を活用した参加体験型学習を実施した学校の割合

現状値 → 目標値 100%
(令和10年度)

3 目標III 健やかな体の育成

(1) 施策9 健康の保持増進

ア 現状と課題

生涯にわたって健康な生活を送るための基礎を作るには、学校の教育活動全体を通じた体系的な保健教育の充実を図る必要があります。「全国学力・学習状況調査」における質問紙調査の結果では、「毎日同じくらいの時刻に起きている児童生徒の割合」が令和元年度（2019年度）以降減少しています。コロナ禍における臨時休業や分散登校、部活動の停止等の児童生徒の生活習慣への影響も懸念されており、学校・家庭・地域が連携して、子供たちの生活リズムを整えるなど、子供たちの健康づくりに取り組んでいくことが重要です。メンタルヘルスやアレルギー疾患、感染症など、健康課題が複雑化・多様化しており、学校・家庭・地域の医療機関等の連携による保健管理等を推進する必要があります。

発達段階に応じた性に関する指導や、最新の情報を取り入れた薬物乱用防止教育を推進することが必要です。

また、社会状況の変化に伴い、子供たちの食生活の乱れが指摘されています。食育については第一義的な役割は家庭にありますが、子供たちが「食」に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けられるよう、学校においても食育推進体制を整備して取り組むことが大切です。

さらに、スマートフォンをはじめとする情報機器に接する時間の増加により、子供たちの生活時間が変化しており、規則正しい生活習慣の確立が求められます。

イ 施策の方向性

- (ア) 時代の変化とともに新たに生じる課題への対応を含め、学校の教育活動全体を通じた体系的な学校保健の充実を図ります。
- (イ) 食事についての正しい知識や、望ましい食習慣を子供たちが身に付けられるよう、学校・家庭・地域が連携して食育を推進します。

(ウ) 子供の基本的な生活習慣の確立を推進します。

ウ 主な取組

(ア) 学校保健の充実

- a 各学校で学校保健計画を作成し、学校保健委員会を中心に家庭や地域の関係機関と連携して保健教育・保健管理の充実に取り組むなど、学校保健活動を推進します。
- b 生活習慣の乱れが要因の一つと考えられている心臓病、脳血管疾患、歯周病などの疾病について、正しい知識の啓発を図り、生活習慣病の予防に努めます。
- c がんに対する正しい知識と、がん患者に対する正しい認識、命の大切さに対する理解を深めるため、外部講師を活用するなど、がん教育を推進します。
- d メンタルヘルスやアレルギー疾患、感染症など、児童生徒の現代的な健康課題への対応について、学校・家庭・地域の医療機関等が連携して取組を進めます。
- e 児童生徒の食物アレルギー・アナフィラキシーについて、教職員研修の実施や関係機関との連携により、学校における対応の充実を図ります。

(イ) 妊娠・出産・不妊等に関する知識の普及啓発と性に関する指導の推進

妊娠・出産・不妊や人工妊娠中絶、避妊に関する正しい知識の普及啓発や性感染症の予防・啓発を図るなど、児童生徒の心と体のバランスに配慮した性に関する指導を進めます。

(ウ) 薬物乱用防止教育の推進

大麻などの麻薬、危険ドラッグ等の乱用薬物に関する最新の情報等を教育内容に取り入れるとともに、養護教諭や学校保健担当者への研修の実施等、薬物乱用防止に向けた取組を進めます。

(エ) 食育の推進

- a 子供たちに望ましい食習慣が身に付くようにするとともに、自ら「食」を選択する力を育むため、学校・家庭・地域が連携し、食育の推進に取り組みます。
- b 栄養教諭をはじめとする学校における食育の推進者の指導力を向上させるため、授業等における具体的な指導方法や

学校全体での食育の推進等に関する研修の充実を図ります。

c 学校給食を「生きた教材」とし、地場産物の使用割合の向上と併せて、「食」に対する理解・関心を高めます。

(オ) 基本的な生活習慣の確立に向けた支援

a 生涯にわたって健康な生活を送る基礎を築くため、学校と家庭が連携し、運動・食事・睡眠などの規則正しい生活習慣や歯・口の健康づくりに関する取組を進めます。

b 情報モラル教育の一環として、学校・家庭・地域の連携による、子供が主体的に情報機器を適切に利用できるようにする取組を促進します。

エ 施策指標

毎日朝食を食べている児童生徒の割合

現状値 小学校6年生 84.4% → 目標値 90.0%

中学校3年生 78.2% 90.0%
(令和5年度) (令和10年度)

(2) 施策10 体力の向上と学校体育活動の推進

ア 現状と課題

本県の子供たちの体力は、小学生、中学生、高校生のそれぞれにおいて、低下傾向にあります。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、学校における体育的行事を含めた体力向上に対する取組が減少していることなどが要因の一つと考えられます。また、子供の生活全体から日常的な身体活動が減少しており、運動をする子供としない子供の二極化の傾向も指摘されています。

生涯にわたり健康で豊かなスポーツライフを実現するためには、学校での授業や体育的行事、部活動などの体育的活動や地域のスポーツ活動の充実を図り、子供たちに運動習慣が身に付くようにすることが大切です。

学校における部活動は、体力や技能の向上を図るとともに、人間関係の構築や責任感・連帯感の涵養に資するなど、大きな役割を果たしています。

しかし、少子化が進展する中、学校における部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなってきており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にあります。その運営に当たっては、学校や地域の実態に応じて、外部人材活用、地域との連携や合同部活動の取組など、持続可能な運営体制を整えることが必要です。

イ 施策の方向性

- (ア) 児童生徒一人一人の実態に合った体力の向上を図ります。
- (イ) 生涯にわたる豊かなスポーツライフの基礎を築くため、体育的活動の内容や指導方法の改善・充実を図ります。
- (ウ) 部活動の持続可能な運営体制を整えます。

ウ 主な取組

- (ア) 児童生徒の体力の向上
 - a 児童生徒一人一人の「体力向上目標値」を設定し、体力向上のためのプログラムや資料を提案するなど、きめ細かな指導の実践に取り組みます。
 - b 体力テストの結果を小学校段階から毎年度継続して本人・保護者・学校が共有し、活用することにより、児童生徒一人一人の成長を支え、一人一人の体力が確実に伸びる教育に取り組みます。
 - c 児童生徒が自分の健康や体力に関心を持ち、運動を楽しめる体育の授業や体育的活動を実践することにより、主体的に運動に取り組む児童生徒を育成します。
- (イ) 体育的活動の充実
 - 体育的活動における事故防止や効果的で安全な授業を実践するため、スポーツ医・科学等に基づく研修等を実施し、教員の資質向上を図ります。
 - (ウ) 生涯にわたる豊かなスポーツライフを実現する資質の育成
 - 児童生徒が運動・スポーツの楽しさを実感できる体育の授業や体育的活動などを通して、生涯にわたる豊かなスポーツライフを実現するために必要な資質の育成を図ります。
- (エ) 持続可能な部活動の運営

- a 生徒の多様なニーズに対応するとともに、生徒一人一人の健全な成長につながる部活動を推進するため、教員や部活動指導員、外部指導者の指導力向上のための研修を実施します。
- b 部活動において、指導者不足等への対応や専門性を生かした指導の充実のため、部活動指導員や外部指導者の活用を進めます。
- c 生徒のバランスの取れた生活や成長に配慮するため、部活動の活動時間や休養日の適正化を進めます。
- d 生徒のニーズや学校の実態などに対応できるようにするため、適切な部活動の設置や複数校による合同部活動の取組を進めます。
- e 学校と地域との連携・協働により地域の実情に応じた地域クラブ活動の整備・充実を図り、生徒が将来にわたって多様な活動ができる環境の整備を進めます。

エ 施策指標

体力テストの5段階絶対評価で上位3段階の児童生徒の割合

現状値 小学校	78.1%	→ 目標値 86.0%
中学校	81.3%	89.0%
全日制高等学校	87.0%	90.2%
(令和5年度)		(令和10年度)

4 目標IV 自立する力の育成

(1) 施策11 キャリア教育・職業教育の推進

ア 現状と課題

社会の中で自分の役割を果しながら、自分らしい生き方を実現していくためには、社会人・職業人としての基礎となる知識・技能などを身に付ける必要があります。

AIやロボットの発達により、特定の職種では雇用が減少し、今後は問題発見力や的確な予測、革新性といった能力が一層求められると見込まれ、これから時代の働き手に必要となるスキルが今後変容していくことが予測されています。

このような社会の大きな変化が見込まれる現状において、子供たちが社会人・職業人として自立し、社会の変化に対応するためには、新しいものを創り出す創造力や、多様な人々と協働しチームで問題を解決するといった能力、リーダーシップやチャレンジ精神を身に付けることが必要です。

そのためには、各学校段階に応じた体系的・系統的なキャリア教育・職業教育を推進し、児童生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育成する取組を通じて、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくキャリア発達を促進することが大切です。

イ 施策の方向性

- (ア) 学校において、家庭や地域・企業と連携して、各学校段階に応じた体系的・系統的なキャリア教育・職業教育を推進します。
- (イ) 学校において、家庭や地域・企業と連携した就職支援に取り組みます。
- (ウ) 子供たちが自分の興味・関心と働くことを関連付け、働くことへの関心・意欲を高められるように、学校・地域・企業などが一体となって、実際の職場での体験活動を推進します。
- (エ) 専門高校や専修・各種学校などにおいて、地域産業などを支える人材を育成するため、実践的で高度な専門的知識・技能の習得を図る産業教育に取り組みます。

ウ 主な取組

- (ア) 小・中学校、高等学校における体系的・系統的なキャリア教育・職業教育の推進
 - a 児童生徒が明確な目的意識を持って主体的に自己の進路を選択できる能力を身に付けられるよう、「キャリアパスポート」等を活用しながら発達段階に応じた体系的・系統的なキャリア教育を推進します。
 - b 社会人・職業人として自立できるよう、地域や産業界と連携・協力し、児童生徒の勤労観・職業観を育成します。
 - c 中学校では、生徒が適切な進路を主体的に選択できるよう、生徒と保護者から信頼される進路指導を推進します。
 - d 高等学校では、家庭や地域・企業との連携を強化し、生徒の就職を支援する取組を推進します。
- (イ) 障害のある子供たちの自立と社会参加を目指したキャリア教育・職業教育の推進

- a 障害のある児童生徒一人一人の状態やニーズに応じて、その可能性を最大限に伸ばし、自立のために必要な力を育成します。
 - b 障害のある児童生徒の自立と社会参加を着実に進めるため、労働・福祉などの関係機関や企業との連携強化を図りながら、特別支援学校におけるキャリア教育・職業教育の充実に組織的に取り組みます。
 - c 障害のある児童生徒の潜在的能力を伸ばし、進路選択の幅が広がるよう、ＩＣＴを活用した教育などを進めます。
 - d 関係機関や企業と連携した職業実習・地域活動、企業等を対象とした学校公開の実施を通して、地域における障害者理解を進めるとともに、特別支援学校の生徒に対する就労支援を推進することにより、一般就労の拡大を図ります。
- (ウ) 企業等と連携した職場体験活動などの充実
- a 全ての県立高等学校の生徒が参加できるよう、企業や施設などにおける職場体験やインターンシップ、就職相談を地域や企業、関係機関等と一体となって実施します。
 - b 企業や関係機関等と連携・協力し、子供たちがものづくりの大切さを実感できる体験活動などを通じて、将来の本県の産業界を担う人材を育成します。
- (エ) 専門高校における産業教育の推進
- a 専門高校の生徒の技術力・創造性や課題解決能力、コミュニケーション能力などの向上を図るため、生徒による学習成果の発表の場である埼玉県産業教育フェアの開催などを進めます。
 - b 地域の産業を担う人材を育成するため、専門高校の教育施設・設備の整備・充実を図ります。
- (オ) 専門高校拠点校の整備
- 先端産業分野で活躍できる人材の育成を目指した工業・情報教育の拠点となる学校を整備します。
- (カ) 地域産業や保健・医療・福祉などを支える専門的人材の育成
- a 専門高校専攻科や高等技術専門校などにおいて、地域や産業の発展に貢献できる力を身に付けた専門的職業人を育成します。また、専修・各種学校における専門的人材を育成する教育を支援します。
 - b 県立大学では、保健・医療・福祉の分野の専門的知識と技術を有し、様々な分野の専門職と連携・協働して人々の健康と生活を総合的に支えていくことのできる人材を育成します。

エ 施策指標

(ア) 将来の夢や目標を持っていると回答した児童生徒の割合

現状値	小学校6年生	82.7%	→	目標値	87.0%
	中学校3年生	67.8%			74.0%
	(令和5年度)			(令和10年度)	

(イ) 職業体験やインターンシップを実施した高等学校の割合

現状値	27.5%	→	目標値	85.0%
	(令和4年度)		(令和10年度)	

(ウ) 特別支援学校高等部で一般就労を希望する生徒の就職率

現状値	85.9%	→	目標値	91.9%
	(令和4年度)		(令和10年度)	

(2) 施策12 主体的に社会の形成に参画する力の育成

ア 現状と課題

社会の持続的な発展を生み出す上では、一人一人が主体的に社会に関わっていくことが重要です。そのため、学校教育において、地域社会とも連携しつつ、これから社会・経済を担っていく子供たちの主体的に社会の形成に参画する力を育むことが求められます。「こども基本法」が令和5年（2023年）4月に施行されたことや、選挙権年齢の引下げにより、18歳以上の者が投票や選挙運動ができるようになったことを踏まえ、社会の形成に主体的に参画する主権者として、社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一員として主体的に担うことができる力を身に付けるため、意見表明による主体性の育成や主権者教育などが重要になります。

また、成年年齢の18歳への引下げを契機に若年者の消費者トラブルの増加が懸念されます。そのため、消費者の権利と責任について理解するとともに、主体的に判断し責任を持って行動できる力を身に付ける消費者教育などが重要になります。

さらに、持続可能な社会の創り手を育成するため、環境問題や資源・エネルギー問題についての学習の充実が求められます。加えて、将来、子供たちが社会的に自立した存在になるためには、職場や地域社会で多様な人々と協働していくための社会

性やコミュニケーション能力などの育成が重要です。

イ 施策の方向性

- (ア) 公共の精神に基づいて個人と社会との関係を適切に理解するとともに、主体的に社会的課題に対応し、将来の社会を担っていくことができる力を育成します。
- (イ) 自立した消費者としての責任ある消費行動ができるよう必要な知識や考える力などを育成します。
- (ウ) 持続可能な社会の創り手となる力を育成します。
- (エ) 他者と連携・協働していくための力を育成します。

ウ 主な取組

- (ア) 子供の意見表明による主体性の育成
 - a 社会と関わる中で、様々な課題を自分事として捉え、その解決に向けて意見を表明する活動を通して、子供の主体性を育む教育を推進します。
 - b 児童生徒が主体となって、自身に関わるルール等の制定や見直しの過程に参画する取組を推進します。
- (イ) 主権者教育の推進
 - 政治に参加するための自覚を育成するとともに、納税やボランティアなどに対する積極的な態度やより良い社会を実現していく上で主権者として必要なことを多面的・多角的に考え、課題を主体的に解決しようとする態度を育成するため、学習指導要領に基づき主権者教育を推進します。
- (ウ) 消費者教育の推進
 - 一人一人が消費者として主体的に判断し、責任を持って行動できるようにするために、外部講師を活用した授業や消費者教育教材の活用など、学習指導要領に基づき消費者教育を推進します。
- (エ) 環境教育の推進
 - 発達段階に応じて、関係機関と連携し、学習指導要領に基づき教科等横断的に環境教育を推進します。
- (オ) S D G s の実現に向けた教育の推進

地球規模課題を自らの問題として捉え、課題解決に向けて自ら考え方行動を起こすことができる力を育むため、SDGsの実現に向けた教育を推進します。

(カ) 多様な人材と協働する力の育成

探究的な学習や体験活動を通じ、多様な他者と協働しながら主体的に学び、話し合い、考えの統合を図ることなどにより、コミュニケーション能力や問題解決能力などの協働する力を育みます。

エ 施策指標

主体的に社会に参画していく力を育成するために外部機関と連携した取組を実施している高等学校の割合

現状値 51.0% → 目標値 100%
(令和4年度) (令和10年度)

5 目標V 多様なニーズに対応した教育の推進

(1) 施策13 障害のある子供への支援・指導の充実

ア 現状と課題

誰一人取り残されず、多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じられる共生社会の実現に向けて、障害の有無にかかわらず、全ての子供が共に学ぶ環境を整備すると同時に、一人一人の状況に応じた教育を進めることが重要です。

平成26年（2014年）に「障害者の権利に関する条約」が批准され、平成28年（2016年）には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されるなど、共生社会の実現に向けて我が国の法制度も大きく変化しています。

「障害者の権利に関する条約」に基づくインクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、その構築の視点に立った特別支援教育を着実に進めていくことが求められます。

本県では、これまでインクルーシブ教育システムの構築に向け、支援籍学習を進めるなど障害のある子供と障害のない子供が共に学ぶことを追求するとともに、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場の充実に取り組んできました。

今後も、障害のある子供と障害のない子供が共に過ごすための条件整備をはじめ、全ての子供たちがその意欲や能力に応じ

て力を発揮することができるよう、発達障害を含む障害のある子供たちが必要な指導・支援を受けられる多様な学びの場の整備が必要です。

令和3年（2021年）には、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、今後、医療的ケア児に対する教育を行う体制の拡充も求められます。

また、教員の専門性の向上や、特別な教育的支援を必要とする児童生徒や幼児への指導・支援を切れ目なく行う体制の整備、県立特別支援学校における過密状況への対応、障害のある子供の自立と社会参加に向けた一人一人の障害の状態や発達段階に応じた指導・支援の充実を図ることが課題となっています。

さらに、障害のある教職員が身近で働いていることは、障害のある人に対する児童生徒の理解が深まるとともに障害のある児童生徒にとってロールモデルとなるといった効果が期待されます。このようなことから、障害者雇用を推進していく必要があります。

イ 施策の方向性

- (ア) 共生社会の実現に向けて、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に過ごすための条件整備をはじめ、一人一人のニーズに応じた連続性のある多様な学びの場の充実を図るとともに、教員の専門性の向上を図ります。
- (イ) 特別な教育的支援を必要とする児童生徒や幼児への切れ目ない指導や支援の体制を整えます。
- (ウ) 障害のある子供たちの自立と社会参加を目指したキャリア教育・職業教育を推進します。
- (エ) 障害のある子供たちの生涯にわたる学びを支援します。

ウ 主な取組

- (ア) インクルーシブ教育システムの構築の視点に立った特別支援教育の推進
 - a 障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が可能な限り共に学ぶための条件整備をはじめ、発達障害を含む障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の整備を進めます。
 - b 特別支援学校の指導内容・指導方法を工夫・改善するとともに、特別支援学校に在籍する児童生徒の増加に対応するた

め、新たな特別支援学校の計画的な設置など学習環境の整備・充実を図ります。

- c 高等学校における通級による指導を推進します。
 - d 特別支援学校のセンター的機能や臨床心理士など専門家による巡回支援の活用を進めるとともに、特別な教育的支援を必要とする児童生徒や幼児への切れ目のない支援体制を整えます。
 - e 各市町村との連携の下、学校において障害のある子供と障害のない子供が共に学ぶ支援籍学習や心のバリアフリーを育む交流及び共同学習の充実を図ります。
 - f 発達障害を含む障害のある幼児に早期から適切な教育的対応ができるよう、市町村とともに関係機関と連携して幼稚園や保育所などに対する支援を行い、切れ目ない相談体制を整備します。
- (イ) 教職員の特別支援教育に関する専門性向上
- a 免許法認定講習を継続的に実施し、特別支援学校教諭免許状の取得促進を図ります。
 - b 管理職をはじめ教職員に対して、特別支援教育に関する研修や、特別な教育的支援を必要とする児童生徒や幼児への支援方法に関する研修を実施し、指導体制の充実を図ります。
- (ウ) 特別支援学校などにおける医療的ケアの充実
- 学校における医療的ケアの充実を図ります。
- (エ) 障害のある子供たちの自立と社会参加を目指したキャリア教育・職業教育の推進
- a 障害のある児童生徒一人一人の状態やニーズに応じて、その可能性を最大限に伸ばし、自立のために必要な力を育成します。
 - b 障害のある児童生徒の自立と社会参加を着実に進めるため、労働・福祉などの関係機関や企業との連携強化を図りながら、特別支援学校におけるキャリア教育・職業教育の充実に組織的に取り組みます。
 - c 障害のある児童生徒の潜在的能力を伸ばし、進路選択の幅が広がるよう、ＩＣＴを活用した教育などを進めます。
 - d 関係機関や企業と連携した職業実習・地域活動、企業等向け学校公開の実施を通して、地域における障害者理解を進めるとともに、特別支援学校の生徒に対する就労支援や一般就労の拡大を進めます。
- (オ) 障害者雇用の推進
- a デジタル化の進展やテレワークなどの新たな働き方の拡大を踏まえ、障害のある職員の新たな職域、職務の開拓に取り

組み、障害者の雇用を計画的に拡大します。

- b 障害のある教職員の執務環境や勤務条件に配慮するとともに、障害のある教職員同士の交流を促進するなど、障害者が働きやすい環境の整備を図ります。
- c 全ての教職員が障害者に対する理解を深め、周囲が障害のある教職員を温かくサポートできる職場となるよう、教職員を対象とした研修を実施します。
- d 障害者を対象とした教職員の募集・採用選考試験の方法の工夫・改善や、障害のある教職員の配置拡大に向けた環境整備を図るとともに、特別支援学校において職業教育の幅を広げる取組を推進します。

(カ) 障害のある子供たちの生涯学習の推進

障害のある子供たちが豊かで充実した生活を送れるよう、生涯を通じて教育や文化・スポーツなどに親しむ機会を設け、生涯にわたる多様な学習活動の充実を目指す取組を進めます。

エ 施策指標

特別支援学校高等部で一般就労を希望する生徒の就職率

現状値 85.9% → 目標値 91.9%
(令和4年度) (令和10年度)

(2) 施策14 不登校児童生徒・高校中途退学者等への支援

ア 現状と課題

本県の不登校児童生徒数は小・中学校で近年大幅に増加しており、令和3年度（2021年度）に初めて1万人を超えた。とりわけ、小学生の増加が著しく、不登校の低年齢化の傾向が見られます。不登校は、どの児童生徒にも起こり得るものであることから、未然防止を含む早期段階からの適切な支援が必要です。

また、全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、児童生徒と教職員との信頼関係や児童生徒相互の良好な人間関係の構築等を通じて、児童生徒にとって学校が安心感、充実感が得られる活動の場となるように魅力あるより良い学校づくりの推進が求められます。

加えて、本県の不登校児童生徒の約4割が学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けていない状況があります。不登校児童生徒の教育機会の確保や相談体制の整備など、支援の充実を図る必要があります。

不登校児童生徒への支援においては、児童生徒一人一人の可能性を伸ばせるよう、本人の意思を十分に尊重した上で、関係機関と連携し、社会的自立に向けた支援を行うことが求められます。

高校中途退学については、本県の公立高校中途退学率・中途退学者数は過去10年間において減少傾向にありますが、依然として毎年1,000人程度の中途退学者があり、今後も中途退学防止に向けた取組を続けることが重要です。中途退学の理由として、「学校生活・学業不適応」を挙げる割合が高くなっています。生徒にとって安心感、充実感が得られるより良い学校づくりの推進や、生徒が自分自身を見つめ直し、高校生活に意義を感じることができるような対策を進める必要があります。

また、高校中途退学者等の進学や社会的自立に向けて、関係機関と連携した切れ目のない支援体制の構築が求められます。

イ 施策の方向性

- (ア) 児童生徒一人一人の状況に応じたきめ細かな教育相談ができる体制の充実を図ります。
- (イ) 不登校の未然防止、早期発見・早期対応に向け、児童生徒が安心して学ぶことができる学校づくりや小・中学校の円滑な接続を推進します。
- (ウ) 個々の不登校児童生徒に対して多様で適切な教育機会を確保するなど、状況に応じた支援を推進します。
- (エ) 不登校などを経験した者に、その意欲に応える様々な学習機会を提供します。
- (オ) 高校中途退学を防ぐため、学校生活への意欲を高める対策を推進するとともに、高校生の社会的自立に向けた支援を推進します。
- (カ) 高校中途退学者等の社会的自立に向けた支援を推進します。

ウ 主な取組

- (ア) 教育相談活動の推進
 - a 児童生徒の心理又は福祉に関する専門的な知識・経験を有する人材を活用するとともに、市町村が行う教育相談体制の整備を支援するなど、教育相談活動を推進します。

b I C Tを活用した相談体制の充実を図ります。

(イ) 不登校の未然防止の推進

不登校の未然防止を図るため、児童生徒が安心して学ぶことができる学校づくりを推進するとともに、小・中学校9年間の学びと育ちの連続性を重視した教育を展開します。

(ウ) 不登校児童生徒への支援の推進

教育相談体制の充実等により、不登校の初期段階にある児童生徒に対する早期の支援に努めるとともに、市町村の設置する教育支援センターの機能強化に向けた指導・助言や学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）の設置促進、民間団体との連携による支援など多様な学びの場の充実を図ります。

(エ) 意欲に応える学習機会の提供

中学校で不登校などを経験した生徒の意欲に応える学習機会を提供するため、高等学校において基礎・基本の学び直しの取組や定時制課程・通信制課程の教育の充実を図ります。

(オ) 高校中途退学防止対策の推進

a 高校生の中途退学防止を図るため、生徒が安心して学ぶことができる学校づくりを推進します。

b 学校への適応能力の向上や人間関係づくりを目的として就労や社会貢献などの体験活動を実施するとともに、個別の学習支援などを行い、基礎学力の定着に取り組みます。

c 高校生の中途退学を防止するため、各学校において、地域や関係機関などと連携した取組を進めます。

d 中学校における進路指導の充実を促すとともに、中学校と高等学校との連携などを推進します。

(カ) 高校中途退学者等の社会的自立に向けた支援

地域若者サポートステーションなどの関係機関と連携し、高校中途退学者等への支援が切れ目なく継続できる体制を整備します。

エ 施策指標

(ア) 小・中学校に在籍する不登校児童生徒が学校内外の機関等で相談・指導を受けた割合

現状値 59.5% → 目標値 85.0%以上

(令和4年度) (令和10年度)

(イ) 公立高等学校における中途退学者の割合

現状値 全日制 0. 87% → 目標値 0. 79%
定時制 6. 20% 5. 60%

(令和4年度) (令和10年度)

(3) 施策15 一人一人の状況に応じた支援

ア 現状と課題

外国人児童生徒等の増加、ヤングケアラーの顕在化、性の多様性への意識の高まり、家庭を取り巻く環境の変化等により、教育をめぐるニーズは多様化しています。このような中においても、全ての子供たちがその意欲や能力に応じて力を発揮することができるよう、一人一人の状況に応じた支援が求められています。

家庭の経済状況によって進学等を断念することがないよう、経済的に困難な高校生などに対して、修学を支援するための取組が重要です。また、生まれ育った環境にかかわらず自分の夢や希望を実現できるよう、学校教育において学力保障を図るとともに、福祉関係機関等と連携した支援が求められます。

日本語指導が必要な児童生徒については、学校生活へ円滑に適応できるよう、言語や文化等の差異に係るきめ細かな支援が必要です。

令和2年（2020年）に「埼玉県ケアラー支援条例」、令和4年（2022年）には「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」が施行されました。

18歳未満のケアラーと定義されたヤングケアラーは家庭環境により必然的に介護や援助を行っている場合が多く、ケアラーの自覚がないまま将来のための大切な時間をケアに費やしている可能性があります。学校における早期発見と適切な支援につなげるとともに、全ての児童生徒に対しヤングケアラーへの理解を促進することが必要です。

また、どの学校にもLGBTQの児童生徒が在籍する可能性があることに鑑み、性の多様性に関する理解増進を図るとともに、LGBTQの児童生徒に対し、個別の事案に応じ、児童生徒の心情等に配慮した対応を進めることが重要です。

さらに、義務教育未修了者等の就学の機会を提供する中学校夜間学級（いわゆる夜間中学）への支援など、多様なニーズに

応じて教育機会を確保する必要性が高まっています。

加えて、社会経済的な背景などにより学力に課題のある児童たちを支援することや、教職員と心理や福祉等の専門家がチームとして連携・分担しながら様々な課題を抱える児童たちを支援することが求められています。

イ 施策の方向性

- (ア) 経済的理由によって進学等を断念することがないよう、経済的に困難な高校生などの修学を支援します。
- (イ) 外国人児童生徒等、日本語指導が必要な児童生徒への教育を支援します。
- (ウ) ヤングケアラーである児童生徒を支援するとともに、ヤングケアラーに関する理解促進を図ります。
- (エ) 社会経済的な背景などにより学力に課題のある児童生徒への教育を支援します。
- (オ) L G B T Q の児童生徒を支援するとともに、性の多様性に関する理解促進を図ります。
- (カ) 中学校夜間学級における体制整備を支援します。
- (キ) 児童生徒の抱える様々な課題にきめ細かな対応をします。

ウ 主な取組

- (ア) 経済的に困難な子供への支援
 - a 経済的理由で修学が困難な高校生などに対して、給付型の奨学のための給付金や貸与型の奨学金による支援を行うとともに、授業料・入学科の納入が困難な県立高等学校の生徒に対して、授業料・入学科を減免します。
 - b 家庭環境にかかわらず児童生徒の学力が保障されるよう、少人数指導や習熟度別指導、補充的な指導など、きめ細かな指導を学校において実施します。
 - c 家庭の経済状況により体験活動の経験が十分でない子供に対して、げんきプラザなどを活用し、様々な体験活動の機会を提供します。
 - d 経済的に困難な児童生徒を早期の段階で福祉制度につなぐことができるよう、学校を窓口とした福祉関係機関との連携に取り組みます。
 - e 「生活困窮者自立支援法」に基づく学習支援の活用など、福祉関係機関と連携し、子供の状況に配慮した支援に取り組

みます。

(イ) 日本語指導が必要な児童生徒への教育支援

外国人児童生徒等が学校生活へ円滑に適応できるよう、日本語の指導を行うための教員等の配置や実践的な教員研修の実施、日本語指導が必要な児童生徒に対する特別の教育課程の編成など、教育支援の充実を図ります。

(ウ) ヤングケアラーへの支援

- a 児童生徒及び教職員等を対象とした講演会や研修を実施するなど、ヤングケアラーに関する理解の促進を図ります。
- b 学校において把握したヤングケアラーを適切に支援につなげるため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用するとともに、支援に必要な情報の共有など福祉関係機関と連携した切れ目ない教育相談体制の充実を図ります。

(エ) 学力に課題のある児童生徒への教育支援

- a 社会経済的な背景などにより学力に課題のある児童生徒を支えるため、学校における教育支援を推進します。
- b 学力に課題を抱える児童生徒を支えるため、地域の人材等を活用した市町村の取組を支援します。
- c 基礎学力に課題を抱えた高校生を対象に、大学生などを学習サポーターとして活用し、義務教育段階の学習内容の学び直しを進めます。

(オ) L G B T Q の児童生徒への支援

- a 児童生徒の発達段階に応じた性の多様性に係る教育を行うとともに、教職員等を対象とした研修を実施し、性の多様性の尊重についての正しい理解を深めます。
- b 学校における様々な面から考えられる配慮について、児童生徒・保護者的心情等を踏まえつつ取組を進めていきます。

(カ) 中学校夜間学級の支援

教職員の配置や連絡協議会を通じた指導・助言などにより、中学校夜間学級における体制整備を支援します。

(キ) 児童生徒の抱える様々な課題への支援

- a 児童生徒の心理又は福祉に関する専門的な知識・経験を有する人材を活用するとともに、市町村が行う教育相談体制の整備を支援するなど、教育相談活動を推進します。
- b I C T を活用した相談体制の充実を図るなど、児童生徒の心情等に配慮したきめ細かな対応を進めます。

エ 施策指標

帰国・外国人児童生徒に日本語指導ができる教員数

現状値 400人 → 目標値 1,000人

(令和4年度末) (令和10年度末)

6 目標VI 質の高い学校教育を推進するための環境の充実

(1) 施策16 教職員の資質・能力の向上

ア 現状と課題

次代を担う児童生徒一人一人を認め、育むためには、個々の教職員が自らの職責と学び続ける教職員としての在り方を自覚しながら、個性を生かし、能力を発揮することが大切です。

近年の大量退職等に伴う採用者数の増加や既卒の受験者数の減少、産休・育休取得者や特別支援学級の増加や、教職員の長時間勤務による負担の大きさ等を背景に、教員採用選考試験の志願者数の減少や未配置・未補充などの教員不足の課題も生じています。

そのような中、学校教育の質の維持向上を図るために、きめ細かな人物重視の選考を進め、優秀な人材の採用に努めるとともに、採用後も指導力や使命感のある教職員の育成を継続的に図っていくことが一層重要になってきます。

そのため、新たな教師の学びの姿の実現に向けて、教職員が主体的に学ぶ姿勢を支援しながら、個別最適な教職員の学びや協働的な教職員の学びの充実を図る必要があります。効果的な取組を行っている教職員の知識や技能などを共有し、学校の実情に応じて活用できるようにすることも大切です。

また、教職員の人事評価制度を活用して、公正な人事管理や資質・能力の向上を図っています。

他方、教職員の不祥事は、児童生徒・保護者をはじめ関係する多くの方々の心を傷つけ、県民からの本県教育への信頼を失わせるもので、決してあってはならないものです。平成30年（2018年）7月に策定した「不祥事根絶アクションプログラム」に基づき、様々な不祥事防止対策に取り組んでいますが、教職員による不祥事が無くならない状況にあります。令和5年（2023年）5月に改訂した「不祥事根絶アクションプログラム」に基づき、引き続き不祥事根絶に向けた取組を推進し、

県民からの信頼回復に努めていく必要があります。

また、教科書は、全ての児童生徒の学校における授業や家庭における学習活動において重要な役割を果たすものであり、教科書発行者と関わる教職員の服務規律を確保するとともに、教科書の採択権者である教育委員会はその権限と責任を自覚し、教科書採択を公正かつ適正に行わなければなりません。

さらに、教職員の心や身体の健康の保持増進など教職員を支援することが必要です。

イ 施策の方向性

- (ア) 教育への情熱を持った優れた教職員を確保します。
- (イ) 教職員のキャリアステージに応じた研修や教育方法等の改善に向けた調査研究の充実を図ります。
- (ウ) 効果的な取組を行っている教職員の知識や技能を共有し、活用を図ります。
- (エ) 教職員の人事評価制度を活用し、教職員の公正な人事管理や資質能力の向上に取り組みます。
- (オ) 「不祥事根絶アクションプログラム」に掲げた取組の推進などにより、教職員による不祥事の根絶を図ります。
- (カ) 教職員に対し、ガイドライン「質の高い教科書の実現と教科書採択の公正性・透明性を高めるために」の徹底を図ります。
- (キ) 教職員の心身の健康の保持増進を図るなど、教職員を支援するための取組を進めます。

ウ 主な取組

- (ア) 優れた教職員の確保
 - a 優秀な人材を採用するため、人物重視の選考に取り組むとともに、受験資格を拡充するなど採用選考試験の内容や方法を工夫・改善します。
 - b 県内の大学などと連携し、本県の教員を目指す学生の資質・能力の向上に取り組みます。
 - c 教員志望者を増やすため、大学生や高校生、社会人を対象に教員の魅力などを伝える説明会を実施します。
 - d 民間企業等で培った優れた知識や経験を学校現場で生かすため、社会人経験者を対象とした教員採用選考試験を実施します。
- (イ) 教職員研修と調査研究の充実

- a　個性に即した個別最適な教師の学びや、教師としてふさわしい資質能力を広く身に付けていくための協働的な教師の学びなど、新たな教師の学びの姿の実現に向けて、授業力の向上などを目指し、教職員のキャリアステージに応じた総合的・体系的な研修などの充実を図ります。
- b　教育に関する実践的かつ先導的な調査研究を行い、研究成果や優れた実践例、様々なデータなどを蓄積し、提供することで教育活動の工夫・改善に生かします。
- c　大学や研究機関など、外部機関と連携した先進的な研究や研修を実施します。

(ウ) 指導技術の共有の推進

- a　優れた授業の動画配信や「埼玉県学力・学習状況調査」を活用した指導力向上等の取組を通して、教員の中で培われてきた指導技術を共有し、活用を図ります。
- b　ＩＣＴを効果的に活用している事例をホームページ等で発信するとともに、研修等においてＩＣＴを活用した授業を視察し、協議を行うなど、指導・活用方法の共有を図ります。

(エ) 優秀な教職員の表彰等の実施

優秀な教職員を表彰するとともに、表彰を受けた教職員を研修の指導者として活用するなど、その優れた実践を広めます。

(オ) 教職員の人事評価制度の活用

教職員の人事評価結果を人材育成や任用、給与などの人事管理へ適切に活用します。

(カ) 指導が不適切である教員への対応

指導が不適切である教員に対し指導改善研修を実施するなど、厳正な人事管理を行います。

(キ) 教職員による不祥事の根絶に向けた取組の推進

- a　教員として採用する前の教員養成の段階において、不祥事防止に関する出前講座やロールプレイング演習等を実施し、教員志望者の倫理観の確立を図ります。
- b　教員採用時において、観察項目に倫理観を明示し面接試験を実施するなど、教員採用選考試験の工夫・改善を図ります。
- c　過去の不祥事について、不祥事に至るまでの経過、不祥事を起こした教職員の心理状況等を綿密に分析し、その結果を「不祥事根絶アクションプログラム」の各種取組等に反映させ、不祥事防止につなげます。

d 集合研修及び各所属で行う職場内研修において、「不祥事防止研修プログラム」を活用した研修を定期的、継続的に実施し、教職員の倫理観の向上を図ります。

e 「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」に基づき、教育職員等に対する啓発及び児童生徒等からの相談窓口の設置など、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に取り組みます。

(カ) 教科書採択の公正性・透明性の確保

教職員及び教育委員会は、機会及び期間を問わず、教科書発行者から一切の金品・歳暮を受け取らず、一切の供應を受けないとするガイドラインの遵守を徹底します。

(ケ) 教職員の心身の健康の保持増進

健康診断や健康相談、悩みを抱える教職員に対する精神科医などによる面接相談、メンタルヘルス研修やストレスチェックを実施し、教職員の心身の健康の保持増進に取り組みます。

エ 施策指標

(ア) 「主体的・対話的で深い学び」に関する研修を受講し授業を行った教員数

現状値 13, 144人 → 目標値 20, 000人
(令和4年度末) (令和10年度末)

(イ) 児童生徒がICTを活用して学びを深めることを指導できる教員の割合

現状値 73.4% → 目標値 100%
(令和4年度) (令和10年度)

(ウ) 教職員の懲戒処分件数

現状値 総数 29件 → 目標値 0件
うち管理職 3件 0件
(令和4年度) (令和6年度～令和10年度の各年度)

(2) 施策17 学校の組織運営の改善

ア 現状と課題

社会が大きく変化する中で、学校における教育活動は多岐にわたり、また、障害のある児童生徒や日本語指導を必要とする児童生徒への対応、学力に課題のある児童生徒への教育支援など、学校が直面する課題も様々です。また、これら学校の直面する課題や役割が拡大していく中で、教職員への負担増や多忙化が指摘されており、教職員の長時間勤務の縮減を図り、子供と向き合う時間を確保し、教育の質を向上させる必要があります。

学校が複雑化・多様化する課題に対応し、同時に、学校における働き方改革を推進するためには、組織として教育活動に取り組む体制へと改善することが必要です。その際、校長を中心に学校組織のマネジメント力の強化を図るとともに、学校・教師が担う業務の適正化を一層推進し、外部人材や専門スタッフ等、多様な人材が学校運営や教育指導に携わることのできる学校の実現や、事務職員が校務運営に参画する機会の拡大など、学校組織全体としての総合力を発揮していくことが求められます。

また、児童生徒の教育環境を充実させるためには、教育に対する県民の关心と理解を一層深め、保護者や地域住民等と教育目標を共有しながら、適切な役割分担による学校づくりを進め、地域全体で子供たちの成長を支える必要があります。

さらに、県民や児童生徒・保護者の信頼と期待に応える学校づくりを行うためには、学校が自らの学校運営や教育活動を評価・公表し、それに基づく改善を進めることが重要です。

また、障害のある教職員の働きやすい環境づくりを進め、障害者雇用を推進する必要があります。

イ 施策の方向性

- (ア) 学校における諸課題の解決に取り組むことができる学校の組織体制づくりを推進します。
- (イ) 地域の住民や保護者等の学校運営への参画を促進します。
- (ウ) 学校評価に基づき学校運営や教育活動を改善します。
- (エ) 教職員の長時間勤務の縮減を図り、子供と向き合う時間を確保し、教育の質を向上させるため、学校における働き方改革を推進します。

ウ 主な取組

(ア) 多様な人材との連携・分担体制の構築

- a 組織的・協働的に諸課題の解決に取り組むために必要な専門スタッフなどの配置を進めるとともに、教職員との連携・分担体制を構築します。
- b 学校で発生する諸問題の早期解決や適切な対応を図るため、弁護士などの専門家による個別相談を実施します。

(イ) リーダーシップを発揮できる管理職の育成

教職員の年齢構成が大きく変化する中で、早い時期から管理職としての資質を有する人材を確保するとともに、管理職研修の充実などにより、リーダーシップを発揮できる管理職を育成します。

(ウ) コミュニティ・スクールの設置と地域学校協働活動との一体的取組の推進

- a 地域とともにある学校づくりに取り組むコミュニティ・スクールの設置を促進します。
- b 幅広い地域住民の参画により子供たちの成長を支えていくため、学校と地域が相互にパートナーとして活動を行う地域学校協働活動の普及啓発を行います。
- c 地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていく社会を実現するため、学校を核とした地域づくりに取り組む市町村を支援します。

(エ) 学校評価の効果的な活用

- a 県立学校において、学校運営や教育活動の自律的・継続的な改善に役立てるため、学校評価の効果的な活用を図ります。
- b 小・中学校においても、学校評価が学校運営などに効果的に活用されるよう、市町村に働き掛けます。

(オ) 学校における働き方改革の推進

- a 県立学校において、ワーク・ライフ・バランス等に関する研修の充実を図ります。また、「ふれあいデー」、「ノーベルデー」、「学校閉庁日」、「退校時間」の設定などによる教職員の意識改革と活力向上を、保護者・地域の理解と協力を得ながら推進します。
- b 県立学校において、ICT化の推進や学校への調査等の縮減などによる業務改善を推進します。
- c 県立学校において、部活動の外部指導者や専門スタッフなど、教職員以外の人材や地域資源を活用します。
- d 小・中学校においても、学校における働き方改革を推進するため、各市町村を訪問し、業務改善の取組などについて、直接働き掛けるとともに、学校における働き方改革の好事例を紹介することにより、各学校の取組を支援します。

(カ) 地域における子供たちの多様な活動の場と機会を提供できる環境の整備

- a 学校と地域との連携・協働により地域クラブ活動の整備・充実を図り、子供たちが将来にわたって多様な活動ができる環境の整備を進めます。
- b 地域における文化芸術やスポーツの機会を提供する担い手の育成を図ります。
- c 地域資源を最大限活用し、文化芸術やスポーツの場と機会の充実を図るため、文化芸術団体やスポーツ団体等との連携を推進します。

(キ) 障害者雇用の推進

- a デジタル化の進展やテレワークなどの新たな働き方の拡大を踏まえ、障害のある職員の新たな職域、職務の開拓に取り組み、障害者の雇用を計画的に拡大します。
- b 障害のある教職員の執務環境や勤務条件に配慮するとともに、障害のある教職員同士の交流を促進するなど、障害者が働きやすい環境の整備を図ります。
- c 全ての教職員が障害者に対する理解を深め、周囲が障害のある教職員を温かくサポートできる職場となるよう、教職員を対象とした研修を実施します。
- d 障害者を対象とした教職員の募集・採用選考試験の方法の工夫・改善や、障害のある教職員の配置拡大に向けた環境整備を図るとともに、特別支援学校において職業教育の幅を広げる取組を推進します。

エ 施策指標

小・中学校におけるコミュニティ・スクール数

現状値 891校 → 目標値 全小・中学校

(令和5年度) (令和8年度)

(3) 施策18 魅力ある県立高校づくりの推進

ア 現状と課題

少子高齢化や人口減少、グローバル化やDXの進展など、社会状況は大きく変化しています。また、県内の公立中学校卒業

者数は、今後も減少傾向が続くことが予想されます。

このような中、本県では、高等学校に入学する生徒一人一人の能力や特性に応じた自己実現を支援するとともに、未来を担う人材の育成を目指し、それぞれの高等学校の活性化・特色化を推進しています。

高等学校は、生徒一人一人が豊かで幸せな人生を実現し、持続可能な社会の創り手となれるよう、社会の変化や地域の特性、企業等が求める人材等を踏まえた特色ある教育活動を展開することが求められています。また、各高等学校の活性化の観点から、公立中学校卒業者数の減少傾向を踏まえた適正な学校規模を維持していくことが必要となります。

イ 施策の方向性

- (ア) 生徒・保護者の教育ニーズに対応するとともに、時代や社会、地域の要請に応え、持続可能な社会の創り手となる人材を育成するため、学校の現状や地域の状況を見据えながら高等学校の特色化を推進します。
- (イ) 高等学校の教育の活性化の観点から、地域性を考慮した上で、様々な状況を把握しながら、教育環境の整備を進めます。

ウ 主な取組

- (ア) 社会のニーズに応える特色ある高等学校づくり
 - a 先端産業分野で活躍できる人材の育成を目指した工業・情報教育の拠点となる学校を整備します。
 - b 国際感覚を身に付けた国内外で活躍できるグローバル人材の育成などを目指した特色ある学校を整備します。
 - c 「学校の活性化・特色化方針」などを活用し、各県立学校の特色の可視化を進めます。
- (イ) 適正な学校規模の維持による高等学校の活性化

適正な学校規模を下回る高等学校については、教育の活性化の観点から、地域性を考慮しながら近隣の学校との統合などによる再編整備を進めます。

エ 施策指標

「県立学校魅力発信サイト」の閲覧数

現状値 23,162件 → 目標値 57,000件

(令和4年度)

(令和10年度)

(4) 施策19 子供たちの安心・安全の確保

ア 現状と課題

学校や通学路などにおける様々な事件、事故、災害から児童生徒を守ることや、非常時における国民保護のための対応等が強く求められています。学校は、児童生徒の学習の場であるとともに、災害時には避難所ともなることから、安全性を確保することが重要です。

本県に記録的な大雨と被害をもたらした令和元年東日本台風など、近年、豪雨災害が頻発化・激甚化しており、浸水対策など学校施設の安全性を確保する必要があります。

また、事件、事故、災害から身を守るため、学校で行う安全教育を通じて、児童生徒が自ら危険を予測し、回避する能力などを身に付けることが求められています。

令和5年（2023年）4月には、「道路交通法」の改正により、自転車運転者のヘルメット着用が努力義務化されました。児童生徒が生涯にわたり交通事故の当事者とならないよう、学校において、交通ルールの遵守とマナー向上の意識を高める指導の徹底を図り、自転車や自動二輪車等の安全利用を推進する必要があります。

また、学校が組織として危機管理を適切に行えるよう、学校や教職員の危機管理能力の向上が求められています。

さらに、登下校時などにおける児童生徒の安心・安全を確保するため、学校や家庭、地域、関係機関など、地域ぐるみで取り組むことが大切です。

イ 施策の方向性

- (ア) 児童生徒が日常的に使用する学校施設の安全性を確保します。
- (イ) 児童生徒の危険を予測し回避する能力を育成します。
- (ウ) 学校と教職員の危機管理能力の向上を図ります。
- (エ) 家庭や地域、関係機関と連携・協働し、地域ぐるみの学校安全体制の整備を推進します。

ウ 主な取組

(ア) 県立学校施設の安全性の確保

児童生徒の安心・安全を確保するため、受変電設備や重要諸室などの浸水対策を実施します。

(イ) 安全教育の推進

a 児童生徒の安心・安全を確保するため、全ての学校で学校安全を学校経営方針に明確に位置付け、学校安全計画に基づく組織的・計画的な活動を推進します。

b 児童生徒が、安全意識や危険を予測し、回避する能力を身に付け、主体的に行動できるよう、避難訓練等の安全教育を計画的に実施します。また、共助、公助の視点を適切に取り入れ、安心・安全な社会づくりに貢献することができる児童生徒を育成します。

c 自転車運転に関する講習会などを実施し、ルールやマナーを守り、加害者にも被害者にもなることなく、安全に生活できる児童生徒を育成します。また、法律によりヘルメット着用が努力義務化されたことや、条例により損害賠償保険等への加入が義務化されていることについて啓発します。

d 自動二輪車等の乗車に伴う危険性を正しく理解し、運転マナーや技術を習得できるよう、高校生の運転免許取得者に対して交通安全講習などを実施します。また、特定小型原動機付自転車（電動キックボード）については、新たな交通ルールの適用について啓発します。

(ウ) 学校と教職員の危機管理能力の向上

各学校において、危機管理マニュアル（防災・防犯マニュアル等）を検証・改善するとともに、それらを的確に活用できるよう、警察等関係機関と連携し教職員研修の充実を図ります。

(エ) 自然災害から児童生徒の命を守る防災体制の強化

大雪、ゲリラ豪雨、竜巻など、過去に経験のない規模の自然災害にも対応できるよう、各学校において、災害や地域の実態を踏まえて危機管理マニュアルの見直しを行うとともに、実効性のある避難訓練の実施など、日頃から児童生徒の命を守る防災体制を強化します。

(オ) 家庭、地域と連携した防犯・交通安全教育の推進

a 児童生徒に対する防犯・交通安全教育を警察等関係機関と連携し進めます。また、家庭への普及啓発や地域安全マップ

の活用、スクールガード・リーダーの配置、学校安全ボランティア活動の充実などにより、地域ぐるみの学校安全体制の整備を進めます。

b 通学路の安全点検の実施や事件事故発生マップ、セーフティーマップの活用など、各学校における登下校時の通学路の安全確保に向けた取組について、警察等関係機関と連携し充実を図ります。

エ 施策指標

警察等と連携した防犯研修・防犯教育を実施している学校の割合

現状値 28.2% → 目標値 100%
(令和4年度) (令和10年度)

(5) 施策20 学習環境の整備・充実

ア 現状と課題

学校の教育力の維持向上のためには、安全で快適な学習環境を整備する必要があります。

学校施設の老朽化対策や、脱炭素化、バリアフリー化を行うことにより、学校施設の機能を維持し、向上させていくことが求められます。

また、学校図書館図書標準の達成に向けた資料の充実や、学校で使用する教材が十分整備されるよう、計画的に進めていくことが求められています。

さらに、1人1台端末の本格的な活用が進む中、児童生徒の情報活用能力の育成や、教育データの積極的な利活用による学びの個別最適化、子供が抱える様々な課題やニーズの早期発見・早期対応、校務の効率化などの取組を推進するため、より高度な利用に堪え得る無線LAN環境の構築など、デジタライゼーションへの着実な移行のためのICT環境を整備していくことも必要です。

加えて、経済的事情にかかわらず全ての意志ある高校生などが安心して勉学に打ち込めるよう、保護者の経済的負担を軽減し、修学を支援する取組を進めることで、誰もが質の高い教育を受ける機会を確保する必要があります。

イ 施策の方向性

- (ア) 県立学校施設の機能維持を図るとともに、バリアフリー化などを推進し、安全で快適な学習環境を整備します。
- (イ) 県立学校の学校図書館の資料や教材の整備を推進します。
- (ウ) 教育データを活用した効果的な授業の実現、校務のデジタル化による教職員の業務負担軽減などのため、県立学校のＩＣＴ環境を整備します。
- (エ) 教育費の負担を軽減し、高校生などの修学を支援します。

ウ 主な取組

- (ア) 県立学校施設の整備推進
 - a 県立学校施設全体の長期保全計画に基づき大規模改修工事を行うとともに、防水対策工事、設備改修工事などを実施します。
 - b 県立学校的バリアフリー化やトイレの洋式化を推進します。
- (イ) 県立学校の学校図書館の資料や教材の整備・充実
 - 教育活動を充実させるため、県立学校の学校図書館の資料や教材を整備します。
- (ウ) 県立学校のＩＣＴ環境の整備
 - a 児童生徒の情報活用能力の育成や、教育データを活用した効果的な授業の実現などを図るため、ＩＣＴ環境を整備します。また、校務処理の効率化を図るため、各県立学校に統合型校務支援システムを整備します。
 - b 障害特性に応じた教育の充実を図るため、特別支援学校のＩＣＴ環境を整備します。
- (エ) 修学に対する支援
 - a 県内の高等学校などに在学する高校生などに対して、就学支援金を支給します。
 - b 経済的理由で修学が困難な高校生などに対して、給付型の奨学のための給付金や貸与型の奨学金による支援を行うとともに、授業料・入学料の納入が困難な県立高等学校の生徒に対して、授業料・入学料を減免します。

エ 施策指標

児童生徒が I C T を活用して学びを深めることを指導できる県立学校教員の割合
現状値 71.6% → 目標値 100%
(令和4年度) (令和10年度)

(6) 施策21 私学教育の振興

ア 現状と課題

本県の私立学校に在籍する園児・児童・生徒の割合は、幼稚園や専修学校でそれぞれ約 95%、高等学校では約 30% となっており、私立学校は本県の公教育の一翼を担っています。

私立学校が質の高い特色ある教育を実施し、創造性豊かな人材を育成できるようにするとともに、学校現場における I C T 環境の整備が進むよう、支援を進める必要があります。

また、私立学校に通う園児・児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減し、修学を支援する取組を進めることで、誰もが質の高い教育を受ける機会を確保する必要があります。

イ 施策の方向性

- (ア) 私立学校の健全な運営を確保するための支援を行います。
- (イ) 私立学校の園児・児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するための支援を行います。
- (ウ) 私立学校の教育の質を高め、建学の精神に基づく特色ある学校づくりを進めるための取組を支援します。
- (エ) 私立学校において、グローバル教育や I C T 教育を進めるための取組を支援します。
- (オ) 私立学校における校務の負担を軽減するための取組を支援します。

ウ 主な取組

(ア) 私立学校運営に対する補助

教育条件の維持向上を図るとともに、特色ある教育の実施を支援するため、私立学校の運営費などに対して補助を行います。

(イ) 私立学校の保護者負担の軽減

授業料などの経済的負担を軽減するため、保護者に対して補助を行います。

(ウ) 私立学校施設の耐震化や防災機能強化、高機能化等の促進

私立学校に通う園児・児童・生徒が安心して学ぶことができるよう、学校施設の「耐震化」や「防災機能強化」、「高機能化」を促進するための支援を行います。

(エ) グローバル教育と I C T 教育の促進

私立学校におけるグローバル教育や I C T を活用した教育などの先進的な取組や I T 人材の活用等の支援を行います。

(オ) 校務の効率化を図る校務支援システム導入の促進

教育の質の向上のため、学校現場における教職員の事務負担の軽減となる校務支援システムの導入の支援を行います。

エ 施策指標

統合型校務支援システムを導入し、教育の質の向上に取り組む高等学校の割合

現状値 69.1% → 目標値 100%

(令和4年度末)

(令和8年度末)

7 目標VII 家庭・地域の教育力の向上

(1) 施策22 家庭教育支援体制の充実

ア 現状と課題

家族形態の変化、価値観やライフスタイルの多様化等により、家庭を取り巻く環境が変化する中、子育てに不安を持つ保護者も多く、地域全体で家庭教育を支えることの重要性が高まっています。

家庭は、子供たちの自己肯定感・自己有用感を育成するとともに、子供たちの基本的な生活習慣や倫理観、自立心や自制心などを身に付ける上で重要な役割を担っています。

また、子供たちの学習意欲を高め、家庭における学習習慣などをしっかりと身に付けることも求められています。

このため、これから親になる世代や子育て中の親に対して、家庭教育に関する支援が必要です。

また、地域の子育て支援において、幼稚園・保育所・認定こども園などが積極的に役割を果たすことの重要性が高まっています。

さらに、次代の社会を担う子供たちの健全な育成を図るため、仕事と家庭を両立できる職場環境を整備することが求められています。

イ 施策の方向性

- (ア) 「親の学習」など、家庭教育に関する学習を推進します。
- (イ) 幼稚園・保育所・認定こども園などを活用して、子育てを支援します。
- (ウ) 小学校入学前までに子供たちに身に付けてほしいことをまとめた子育ての目安「3つのめばえ」の活用を促進します。
- (エ) 仕事と家庭を両立できる環境の整備を促進します。

ウ 主な取組

- (ア) 「親の学習」の推進
 - a 中学生、高校生を対象とした「親になるための学習」や親を対象とした「親が親として育ち、力をつけるための学習」を推進します。
 - b 「親の学習」の充実のため、埼玉県家庭教育アドバイザーを養成するとともに、家庭を取り巻く環境の変化にも対応できるよう、研修などを通じて指導力の向上を図ります。
 - c 埼玉県家庭学習アドバイザーを小学校等に派遣し、子供たちの学習意欲の向上や家庭における学習習慣の定着を図ります。
 - d 市町村、幼稚園・保育所・認定こども園やPTA、企業などとも連携して、多様なニーズに応じた家庭教育に関する学習の機会を設けます。
- (イ) 親子のふれあいへの支援
 - 親子で集い、専門家などの話を聞く機会を設けることを通じて、親が安心して子育てができるよう、親同士の情報交換やネットワークの構築を支援します。

(ウ) 幼稚園・保育所・認定こども園などを活用した子育て支援の充実

幼稚園・保育所・認定こども園の施設や機能を活用して、保護者の保育参加を進めるとともに、地域子育て支援拠点の運営を支援し、親としての育ちや子育てを支援します。

(エ) 子育ての目安「3つのめばえ」の活用促進

家庭用リーフレットの配布などを通じて、子育ての目安「3つのめばえ」の活用を促進します。

(オ) 働き方の見直しによる仕事と家庭を両立できる環境づくり

「多様な働き方実践企業」の認定制度を通じて、仕事と家庭を両立できる環境の整備を促進します。

エ 施策指標

「親の学習」講座の年間実施回数

現状値 988回 → 目標値 2,000回
(令和4年度) (令和10年度)

(2) 施策23 地域と連携・協働した教育の推進

ア 現状と課題

子供は地域の大人との日常的なふれあいや様々な体験を通して、地域の構成員としての社会性などを身に付けていきます。

そのため、教育に対する県民の关心と理解を一層深め、学校と家庭、そして、企業、団体、住民などの地域が目標を共有し、社会全体で教育に取り組む必要があります。

本県では、地域の住民の参画を得て取り組む「学校応援団」や放課後子供教室の活動を推進し、学校・家庭・地域が一体となって、子供たちの健やかな育成を図ってきました。これらの活動を基礎に、学校と保護者や地域、企業や団体などとの関係を、連携・協働という双方向の関係に発展させ、地域全体で子供の学びや育ちを支えることが求められます。

学校教育においては、地域の人的・物的資源を活用した実社会からの学びの充実を図るとともに、学校の力を地域で生かす取組を推進することが必要です。

また、子供たちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を、学校、地域が連携して確保することが重要で

す。

さらに、地域の連帯感が薄れ、青少年の非行に対する地域の抑止力が低下していることから、市町村における青少年の健全育成の取組や青少年団体などの活性化が必要です。

イ 施策の方向性

- (ア) 「彩の国教育の日」(11月1日)の取組の推進などにより、社会全体で教育に取り組む気運を高めます。
- (イ) 地域全体で子供の学びや育ちを支える地域学校協働活動を推進し、「社会に開かれた学校」を実現します。
- (ウ) 地域の住民や保護者等の学校運営への参画を促進します。
- (エ) 放課後や週末などの子供たちの居場所づくりのため、市町村を支援します。
- (オ) 保護者と教職員が連携して進めるPTAなどの活動を支援します。
- (カ) 県民・団体・企業など、様々な主体の参画により青少年の健全育成を支援します。
- (キ) 学校・家庭・地域・民間団体などと連携し、有害環境から子供たちを守ります。
- (ク) 地域における子供たちの多様な活動の場と機会を提供できる環境整備を進めます。

ウ 主な取組

(ア) 「彩の国教育の日」の推進

「彩の国教育の日」(11月1日)や「彩の国教育週間」(11月1日～11月7日)において学校公開などの取組を行い、教育に対する県民の理解を深め、関心を高めます。

(イ) 地域社会との連携・協働による学びの推進

- a 様々な分野の知識・能力を持った地域住民や企業、NPOなど、地域社会との連携・協働による学びを推進します。
- b 地域住民等に対して地域と学校とが連携・協働することの意義の理解促進を図ります。

(ウ) コミュニティ・スクールの設置と地域学校協働活動との一体的取組の推進

- a 地域とともにある学校づくりに取り組むコミュニティ・スクールの設置を促進します。
- b 幅広い地域住民の参画により子供たちの成長を支えていくため、学校と地域が相互にパートナーとして活動を行う地

域学校協働活動の普及啓発を行います。

c 地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていく社会を実現するため、学校を核とした地域づくりに取り組む市町村を支援します。

(イ) 「学校応援団」の活動の充実

地域全体で目標を共有し、幅広い地域の住民等の参画の下、子供たちの学びや成長を支える活動を推進します。

(オ) 放課後子供教室への支援

a 小学校の余裕教室などを活用した子供たちの安心・安全な居場所の整備のほか、地域の住民の参画を得て放課後や週末などに実施している子供たちの活動の充実を図る市町村を支援します。

b 全ての児童の安心・安全な居場所の確保や多様な体験・活動の機会の提供のため、放課後子供教室と放課後児童クラブを連携して実施する市町村を支援します。

(カ) P T Aなどの活動への支援

子供たちの育成に関する研修など、P T A等の活動を支援します。

(キ) 青少年健全育成活動の促進

青少年育成県民運動を展開する青少年育成埼玉県民会議の活動の支援に取り組みます。また、県内の青少年団体の連携組織である埼玉県青少年団体連絡協議会に対する支援を行うとともに、その活動を促進します。

(ク) 青少年を有害環境から守るための取組の推進

a メディア上の有害情報など、社会の有害環境から子供たちを守るための体制を、国や関係企業と連携して整備します。

b 学習指導要領に基づき情報モラル教育を推進するとともに、インターネット利用のルールに関する普及啓発活動を実施します。

(ケ) 地域における子供たちの多様な活動の場と機会を提供できる環境の整備

a 学校と地域との連携・協働により地域クラブ活動の整備・充実を図り、子供たちが将来にわたって多様な活動ができる環境の整備を進めます。

b 地域における文化芸術やスポーツの機会を提供する担い手の育成を図ります。

c 地域資源を最大限活用し、文化芸術やスポーツの場と機会の充実を図るため、文化芸術団体やスポーツ団体等との連携

を推進します。

エ 施策指標

(ア) 「地域で子供を育てる意識が向上した」と回答した小・中学校の割合

現状値 47.6% → 目標値 58.0%
(令和4年度) (令和10年度)

(イ) 小・中学校におけるコミュニティ・スクール数

現状値 891校 → 目標値 全小・中学校
(令和5年度) (令和8年度)

8 目標VIII 生涯にわたる学びの推進

(1) 施策24 生涯学び、活躍できる環境整備

ア 現状と課題

人生100年時代においては、これまでに培ってきた経験やスキルを生かすだけでなく、生涯を通じて新たな知識・技能を学び、身に付けることが、社会の激しい変化に対応し、充実した人生を送る上で重要になっています。

生涯にわたって自ら学習し、自己の能力を高めていくとともに、学習の成果を働くことや、個人や社会の課題解決につなげていくことができるよう、社会教育施設などにおける生涯学習の機会の充実や、学びの成果を生かすための支援が必要です。

本県ではこれまで、若者から高齢者まで多様な世代が新たな学びを始めるきっかけづくりや生涯にわたって学ぶことのできる環境づくりに取り組んできました。

今後は、これまでの取組を基に、様々な機関等と連携しつつ、社会人の学び直し（リカレント教育）をはじめとする学習機会の充実に一層取り組んでいくことが求められます。

また、障害者が生涯にわたり自らの可能性を追求できる環境を整え、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、障害者の生涯を通じた学びの支援に取り組んでいく必要があります。

イ 施策の方向性

- (ア) N P O、民間企業等と連携しつつ、県民に豊かな学びを提供します。
- (イ) 障害者の生涯を通じた学びを支援します。
- (ウ) 県立図書館において、県民のチャレンジ支援の充実を図ります。

ウ 主な取組

- (ア) 「子ども大学」の充実に向けた支援
 - a 大学やN P O、青年会議所、企業、市町村などが連携して実施する「子ども大学」の自立した運営と内容の充実を支援します。
 - b 地域人材の活用を促進するなど、「子ども大学」における県民の学びの成果の活用を支援します。
- (イ) リカレント教育の推進と学びの成果の活用の支援
 - a 学ぶ意欲を持つ社会人が、社会人向けの教育プログラムの開設状況や学びの支援制度等に関する情報を効率的に入手することができるよう、情報発信の取組を推進します。
 - b 生涯学習情報発信サイト「生涯学習ステーション」により、指導者やイベント、講座などの生涯学習に関する情報を提供し、生涯学習活動を支援するとともに、県民が学びの成果を生かす活動を支援します。
- (ウ) げんきプラザを活用した体験活動の充実
 - げんきプラザを活用して、青少年をはじめとした県民の体験活動の機会の充実を図ります。
- (エ) 障害者の生涯を通じた学びの支援
 - a 障害者が豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じた学習機会を提供します。
 - b 障害のある子供の知的好奇心を刺激し、生涯学習への動機付けをする「特別支援子ども大学」を支援します。
- (オ) 県立図書館における県民のチャレンジ支援の充実
 - 専門的な資料・情報の収集・提供を行うとともに、県民・企業の課題解決、イノベーション支援に関する機能の充実を図ります。

エ 施策指標

1年間に生涯学習に取り組んだ人の割合
現状値 74.6% → 目標値 78.0%
(令和4年度) (令和10年度)

(2) 施策25 社会教育の推進

ア 現状と課題

近年、地域経済の縮小や商店街の衰退、地域の伝統行事等の担い手の減少など、地域社会は様々な課題に直面しています。こうした課題に対して、社会教育には、一人一人の能力の向上とともに、人々の「つながり」や「かかわり」を作り出し、地域社会の結び付きを強化するという大きな役割が期待されています。「人づくり・つながりづくり・地域づくり」が循環することで、活力ある地域を目指すことができます。

そのため、地域住民の学びの場である社会教育施設の機能強化や、社会教育関係団体等をつなぐネットワークづくりを通じ、学びによる地域課題解決など社会教育を推進する必要があります。

イ 施策の方向性

- (ア) 新しい県立図書館の整備について、検討・推進します。
- (イ) 地域課題の解決に向け、多様な学びを支援します。

ウ 主な取組

(ア) 新しい県立図書館の整備の検討・推進

県民の新たな時代の学びや交流・創造を育み、デジタル技術の活用によって誰もが時間や場所の制約を受けずに利用できる新しい県立図書館の整備について検討・推進します。

(イ) 多様な学習機会の提供

- a 社会教育施設等の学習プログラムの充実を図ります。

- b 社会教育の充実のため、市町村が実施するオンライン講座等、ＩＣＴを活用した取組を支援します。また、誰もがオンライン講座等を通じて学べるよう、市町村が実施するデジタルデバイド解消に向けた取組の普及啓発を図ります。
 - c 市町村社会教育関係者などに対する研修により、地域学習や地域活動を支える人づくりを推進します。
- (ウ) 社会教育関係団体等の活動への支援
- 社会教育関係団体等が取り組む課題の解決や目標の達成のため、市町村社会教育関係者や社会教育人材などと連携して活動を支援します。
- (エ) 学びを活用した地域課題解決への支援
- a 防災や子育て支援などの地域課題解決に向け、学びを通じた住民の参画・協働を促進します。
 - b 学びを通じた地域課題解決の実践事例を収集し、発信します。
 - c 地域住民の学校教育への主体的な参画により、県民の多彩な力の發揮、学校・地域の新たな関係を通した学びや持続可能な地域づくりにつなげます。

エ 施策指標

県が情報発信している社会教育施設の講座等の件数

現状値 771件 → 目標値 2,500件
(令和4年度) (令和10年度)

9 目標IX 文化芸術の振興

(1) 施策26 文化芸術活動の充実

ア 現状と課題

文化芸術は、人々の創造性を育み、豊かな人間性を涵養するとともに、人と人とのつながりを強め、心豊かで多様性と活力ある社会を形成する源泉となるものです。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、文化芸術活動は中止や延期、規模縮小を余儀なくされました。こうした中、文化芸術は、人々に安らぎや明日への希望を与えるものとして、その価値や重要性が再認識されました。

本県では、引き続き「埼玉県文化芸術振興計画」に基づき、文化芸術で心豊かな県民生活と活力ある社会の実現を目指していきます。

学校や地域において、子供たちの文化芸術に触れる機会を充実させることは、豊かな感性や創造性を育むことにもつながります。

また、障害者が自らの可能性を追求しつつ、豊かな人生を送ることができるよう、障害者の文化芸術活動を支援する必要があります。

さらに、県立美術館・博物館では、県民が身近に文化芸術に親しむことができるよう、地域の文化芸術拠点として活動を充実させていく必要があります。

イ 施策の方向性

- (ア) 県民の文化芸術活動への参加を促進し、発表の場の提供などに取り組みます。
- (イ) 子供たちの文化芸術活動の充実に取り組みます。
- (ウ) 障害者の文化芸術活動を支援します。
- (エ) 地域の文化芸術活動の拠点として、県立美術館などの活動の充実を図ります。

ウ 主な取組

- (ア) 文化芸術活動への参加の促進
 - a 埼玉県芸術文化祭などの開催を通じ、県民に身近な場所で文化芸術活動の発表の場を提供し、文化芸術活動に親しむ人々の輪を広げます。
 - b 文化芸術団体を支援し、文化芸術活動の担い手の育成に取り組みます。
 - c 「古典の日」の趣旨を踏まえた事業を実施するなど、県民が古典に親しむ機会を提供します。
- (イ) 子供たちの文化芸術活動の充実
 - a 学校と美術館等や文化芸術団体との連携を図り、文化芸術教育や体験活動を行う機会の充実を図るとともに、児童生徒が学んだ成果を社会に発信することを進めます。

- b 児童生徒の作品による美術展を開催し、児童生徒に作品の発表の場を提供します。
 - c 次世代の文化芸術の発展を担う子供の豊かな創造性と感性を育むための文化芸術活動の環境整備を進めます。
- (ウ) 障害者の文化芸術活動の支援
- 障害者が文化芸術を創造する機会の拡大や、作品等を発表する機会の確保、文化芸術を鑑賞しやすい環境づくりを推進し、障害者の文化芸術活動を支援します。
- (エ) 県立美術館等における活動の充実
- a 常設展の充実や魅力ある企画展、講座などを実施します。
 - b 地域における文化芸術活動を支援するとともに、子供たちに対する教育普及活動の充実を図ります。
 - c 広く県民に対し、美術館等の活動を支える文化ボランティアなどへの参加を促します。
 - d 県立美術館等の取組について、デジタル技術も活用しながらその魅力を発信します。
- (オ) 地域における子供たちの多様な活動の場と機会を提供できる環境の整備
- a 学校と地域との連携・協働により地域クラブ活動の整備・充実を図り、子供たちが将来にわたって多様な活動ができる環境の整備を進めます。
 - b 地域における文化芸術やスポーツの機会を提供する担い手の育成を図ります。
 - c 地域資源を最大限活用し、文化芸術やスポーツの場と機会の充実を図るため、文化芸術団体やスポーツ団体等との連携を推進します。

エ 施策指標

埼玉県芸術文化祭への参加者数

現状値 977, 695人 → 目標値 1, 500, 000人
(令和4年度) (令和10年度)

(2) 施策27 伝統文化の保存と持続的な活用

ア 現状と課題

本県は、豊かな自然環境や歴史的背景を有しており、これまで様々な文化財や風習、行事などの伝統文化が育まれてきました。

こうした貴重な伝統文化を未来に継承していくため、本県の伝統文化の価値を確実に保存し、学校教育や社会教育など生涯学習において積極的に活用することによって、地域の持続的な発展を図るとともに、改めて学術調査を行い、伝統文化の価値を再評価し、更なる保存・活用に結び付けていくという好循環を創り出していくことが重要です。

また、伝統文化は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、後継者育成等の伝統文化の保存に関する取組の中止や規模縮小、県立博物館等の入館制限などの学ぶ機会の減少により、未来に継承していく担い手の不足が懸念されます。伝統文化の魅力発信や伝統文化を学ぶ機会の拡大により、その担い手を社会全体に広げていくことが重要であり、その際には、積極的にデジタル技術も活用していくことが必要です。

さらに、地域における伝統文化の保存・活用の推進強化のため、市町村が主体的に行う伝統文化の保存・活用・再評価について支援を行う必要があります。

イ 施策の方向性

- (ア) 本県の貴重な伝統文化について保存・活用・再評価を推進します。
- (イ) 伝統文化の魅力発信拠点として、県立博物館等の活動の充実を図ります。
- (ウ) 市町村が行う伝統文化の保存・活用・再評価に関する取組を支援します。

ウ 主な取組

(ア) 伝統文化の保存・活用・価値の再評価

「埼玉県文化財保存活用大綱」に基づき、伝統文化の保存・活用を推進するとともに、必要に応じて学術調査を実施し、価値の再評価を行います。

(イ) 伝統文化の魅力発信と伝統文化を学ぶ機会の充実

- a 県立博物館等の常設展の充実を図るとともに、魅力ある企画展、講座などを実施します。
- b 県立博物館等の取組を通じ、デジタル技術も活用しながら伝統文化の魅力を発信します。

(ウ) 市町村の取組への支援

- a 伝統文化を総合的に保存・活用・再評価していくための市町村による計画の作成やその推進を支援します。
- b 学校と地域の博物館などが連携し、子供たちが伝統文化を学び、発信する市町村の活動を支援します。

エ 施策指標

県立博物館等の年間利用者数

現状値 627,505人 → 目標値 1,000,000人
(令和4年度) (令和10年度)

10 目標X スポーツの推進

(1) 施策28 スポーツ・レクリエーション活動の推進

ア 現状と課題

スポーツは、ルールのある競技としてのスポーツのほか、仲間との交流を目的としたレクリエーションも含まれた幅広いものです。

本県では、ラグビーワールドカップ2019と東京2020オリンピック・パラリンピックが開催されました。アスリートの活躍は、県民の皆様に大きな感動を与え、スポーツへの関心を高めました。また、大会を通じて、ボランティアが活躍したほか、パラスポーツへの理解が促進されたことなどにより、共生社会の実現に向けた意識が醸成されました。他方、新型コロナウィルス感染症の感染拡大により、練習や大会の延期や中止、無観客での試合開催、部活動などの行動制限など、思うようにスポーツができない厳しい時期もありました。

スポーツ実施率の向上のためには、ライフスタイル・ライフステージに応じた多彩なスポーツの機会の充実と基盤づくりが求められます。また、スポーツ観戦やスポーツボランティア活動をより活発にするためには、魅力あるスポーツ大会やイベントの開催、スポーツ関連情報の積極的な発信が求められます。

イ 施策の方向性

- (ア) 県民が、それぞれの興味・関心や状況に応じてスポーツに親しむことができるよう様々なスポーツ・レクリエーション活動を推進します。
- (イ) 県民一人一人がスポーツの価値を享受できるよう、多彩なスポーツの機会を創出し、積極的な情報発信をします。

ウ 主な取組

- (ア) 誰もがスポーツを楽しむことができる機会の充実と基盤づくり
 - a e スポーツやアーバンスポーツ、パラスポーツなど、県民の年齢や性別、障害の有無にかかわらず、ライフスタイル・ライフステージに応じた多彩なスポーツの機会を提供します。
 - b 地域のスポーツ・レクリエーション団体の適切な運営、活動を支援し、スポーツを支える人材の育成や活用を推進します。
 - c 多様な媒体・手段によりスポーツイベントやスポーツに関連する情報を提供します。
 - d 県民の健康増進やアスリートの育成のため、屋内50m水泳場及びスポーツ科学拠点施設の整備を推進します。
- (イ) 子供・若者のスポーツ活動の充実
 - a 主体的・協働的な学習活動を通して、生涯にわたる豊かなスポーツライフを実現するための資質や能力の育成を図ります。
 - b 子供や若者をターゲットとした新しいスポーツを推進します。
- (ウ) 地域における子供たちの多様な活動の場と機会を提供できる環境の整備
 - a 学校と地域との連携・協働により地域クラブ活動の整備・充実を図り、子供たちが将来にわたって多様な活動ができる環境の整備を進めます。
 - b 地域における文化芸術やスポーツの機会を提供する担い手の育成を図ります。
 - c 地域資源を最大限活用し、文化芸術やスポーツの場と機会の充実を図るため、文化芸術団体やスポーツ団体等との連携を推進します。
- (エ) パラスポーツの推進
 - a 障害者のスポーツ実施に関する多様な課題の解決に取り組み、障害者がスポーツを「する」、スポーツを「みる」機会

を創出します。

- b パラスポーツの裾野の拡大と競技人口の増加を図るため、障害の有無にかかわらず誰もがパラスポーツを楽しむことができる環境づくりに取り組みます。

エ 施策指標

週に1回以上スポーツをする成年の県民の割合

現状値 56.2% → 目標値 65.0%以上

(令和5年度) (令和10年度)

(2) 施策29 競技スポーツの推進

ア 現状と課題

埼玉県ゆかりのアスリート（パラアスリートを含む。以下同じ。）が、国際大会や国民スポーツ大会などのスポーツ大会に出場し活躍することは、県民に感動や勇気、夢や希望を与え、県民のスポーツへの関心を高めてくれます。

本県では、スポーツ科学の知見などを積極的に活用し、パラスポーツを含む多様な競技種目の競技力向上を図るため、年代や競技レベルに応じた、一貫した発掘・育成・強化支援の充実を目指しています。強化指定選手を対象に、科学的根拠に基づき年齢や性別に応じた育成プログラムを実施するほか、専門家によるトレーニング指導やメンタル指導、栄養学などのサポートを実施しています。

また、児童生徒を対象に様々な競技を体験する機会を提供し、各競技の裾野拡大に取り組んでいます。

今後は、競技団体や部活動、スポーツ少年団等の指導者の科学的根拠に基づいた指導力強化を図るとともに、各団体における暴力・ハラスメントの根絶やガバナンスの強化等を図ることが必要です。

イ 施策の方向性

- (ア) 適性や競技特性を考慮したアスリートの発掘を行い、その後の育成・強化と一貫した支援体制を整備・充実させます。
- (イ) パラスポーツについては、タレント発掘のための取組が、競技の裾野を広げ、スポーツを実施する障害者を増やすことに

もつながることから、幅広い層へのアプローチが可能となるよう、関係団体と連携して取り組みます。

- (ウ) スポーツ団体の自主的・自律的なガバナンス強化を促し、スポーツ団体の組織運営の透明化を図ります。
- (エ) スポーツが本来有する魅力や社会に対する影響力の強さを意識しつつ、スポーツ関係者のコンプライアンス違反や体罰、暴力等の根絶に努め、県民やアスリートが安心してスポーツに親しむことができる環境をつくります。

ウ 主な取組

- (ア) スポーツ科学によるアスリートの競技力向上
 - a スポーツ科学の知見を生かして、県内アスリートの競技力向上を支援します。
 - b スポーツ科学に係る専門家や大学などとの連携を深め、スポーツ科学の専門的な知見を活用できる指導者を育成し、本県のアスリートに対する競技力向上支援を推進します。
- (イ) プロ・トップスポーツチーム等と連携した支援の充実
県内のプロ・トップスポーツチームや本県ゆかりのトップアスリートが有する技術やノウハウ・経験を活用した次世代アスリートの育成や競技力の向上に取り組みます。
- (ウ) スポーツ・インテグリティ及び安全・安心の確保
 - a 県スポーツ協会、県障害者スポーツ協会等と連携し、競技団体、地域のスポーツ団体等に対し、規模や競技志向にかかわらず、それぞれの団体が自主的・自律的なガバナンス改革を実行できるよう、研修等を実施します。
 - b スポーツに起因する事故を未然に防ぎ、県民誰もが安全に、安心してスポーツを楽しめる環境の構築を進めます。

エ 施策指標

国際大会における埼玉県ゆかりの選手の8位以上の年間延べ入賞者数

現状値 461人 → 目標値 500人以上
(令和4年度) (令和10年度)

1 社会全体で取り組むための連携・協働

第2章で述べた各施策を着実に実施していくためには、学校のみならず、家庭や地域の住民、大学、企業、NPOなど様々な主体と教育の意義や方向性を共有し、連携・協働して取り組んでいくことが重要です。

このため、第4期計画は、教育行政の関係者はもとより、教育に関わる全ての人々が、教育の意義や方向性を共有しながら、これから埼玉教育の未来を共に描き、創っていくための共通の指針となるよう策定しています。教育を共に担う市町村、学校、家庭、地域、大学、企業、NPOなどには、以下のような役割等を期待するとともに、本県としては、それぞれの教育力の結集に力を尽くし、社会全体で第4期計画を推進していきます。

(1) 市町村

市町村は、学校の管理運営や生涯学習機会の提供など、県民に身近な教育行政を担当しています。

一方、県は広域自治体としての方針の策定や市町村における教育事業への支援を行うことなどにより、全県的な教育水準の維持向上に努めています。

そのような中で、本県では、「埼玉県学力・学習状況調査」や「学校応援団」、コミュニティ・スクールの推進など、市町村との連携・協力の下、様々な施策を推進してきました。

今後、市町村においては、県と連携・協働し、コミュニティ・スクールの設置推進と地域学校協働活動の一体的な取組を一層推進し、子供たちの学びや育ちを支えるとともに、学びを通して地域の住民のつながりを深め、地域の活性化に向けた活動が推進されることを期待します。

県としては、市町村の主体性を尊重しつつ、市町村に対する支援や広域調整機能を果たし、本県全体の教育水準の維持向上に取り組みます。

(2) 学校

県は、市町村立学校における教育活動が充実するよう、市町村への指導や助言、援助などを通じて支援しています。県立学校に対しては、設置管理者としてのマネジメント機能を発揮し、必要な指導、助言、情報提供を行います。

また、各公立学校がそれぞれの役割を最大限に発揮し、主体的な学校運営ができるよう、質の高い教育の実現や複雑化・困難

化する教育課題の解決などに向け、教員業務支援員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の支援スタッフが、連携・分担し、チームで対応する体制づくりなどを支援しています。

学校は、子供たちの教育を中心的に担っており、第4期計画を実効性のあるものとしていく上でも、学校の取組が何よりも重要です。学校には、第4期計画の基本理念を共有するとともに、県や市町村などと連携・協力し、地域の実情や児童生徒の実態に応じて主体的に教育施策に取り組むことを期待します。

さらに、誰一人取り残されることなく、全ての子供たちが相互に多様性を認め高め合う教育の実現や、教育DXによる教育の質の向上など、新たな課題に積極的に対応していくことを期待します。

(3) 家庭

家庭は、全ての教育の出発点であり、各家庭が子供の教育に対して第一義的な責任を有することは「教育基本法」に明記されています。各家庭がその役割をしっかりと自覚し、子供の基本的な生活習慣や倫理観、自制心や自立心などを育んでいくことが求められています。

そのためには、学校と家庭が役割分担を明確にした上で相互に連携・協働していくことが重要です。

また、家族形態の変化、価値観やライフスタイルの多様化等により、家庭を取り巻く環境が変化する中、子育ての悩みや不安を相談できる相手が身近にいないことなどが指摘されており、親子の育ちを支えていくことは大きな課題です。

これまで本県では、「親の学習」など家庭教育支援のための学習機会を提供するとともに、子育てや教育について気軽に相談・交流できる場を設けるなど、子育てを支援してきました。

今後も、学校と家庭の連携・協働を進めるとともに、家庭の教育力の向上のための機会を設けるなど、家庭教育支援に取り組みます。

(4) 地域

地域での日常的なふれあいは、子供を温かく育むとともに、様々な体験を通して社会性を身に付ける役割も担っています。

本県では、地域の住民の参画を得て取り組む「学校応援団」や放課後子供教室の活動を推進し、学校・家庭・地域が一体となって、子供たちの健やかな育成を図ってきました。

今後も、学校・家庭・地域の連携・協働により、地域社会との様々な関わりを通じて子どもたちが安心して活動できる居場所づくりや、地域全体で子どもたちを育む学校づくりを推進していく必要があります。

地域の住民や企業、団体等と、学校の教職員や児童生徒が、相互に意見を出し合い、学び合うことを通して、地域の将来を担う人材を育成するとともに、学校が地域の中で役割を果たす存在となることが期待されます。

(5) 大学・企業・N P Oなど

本県は、首都圏にあり交通網が発達していることから、大学・企業・研究機関が多く立地しています。本県の教育の質を高める上で、これらの機関との連携・協働は大変重要です。

本県ではこれまで、大学や研究機関と連携したグローバル化に対応する教育、企業と連携したキャリア教育、大学やN P Oなどが連携して実施する「子ども大学」の推進などを進めてきました。

また、「埼玉県学力・学習状況調査」の分析、県立高等学校における理数教育や探究活動の推進、教職員の研修などに、様々な大学と連携して取り組んでいます。

さらに、埼玉教育の発展を目指して連携を深化するため、大学や経済団体等と包括的連携協定を締結しています。

今後、教科等横断的な学習やS D G s の実現に向けた教育などで、児童生徒の新しい時代に求められる資質・能力を育成するため、大学・企業・研究機関・N P O等と連携した教育の実施や、教育の質の向上に向けた研究・研修等の取組をより一層推進していきます。

2 計画の着実な実現

(1) 施策評価の実施

第4期計画に掲げた施策を進めるに当たっては、P D C Aに基づく政策マネジメントサイクルを踏まえ、翌年度の具体的な事業を検討することが重要です。

このため、第4期計画においては、より効果的・効率的な教育政策の企画・立案などを行う観点や、県民への説明責任を果たす観点から、客観的な根拠を重視した行政運営（E B P M）にも留意しつつ、施策ごとに分かりやすい指標を設定します。その指標も参考としながら、毎年度、施策の成果を評価し、公表します。また、各施策の担当課所等を明確化しつつ、中長期的に対

応すべき課題も踏まえながら進捗管理を行っていきます。

このような取組を通じて、効果的な教育行政の推進に資するとともに、県民への説明責任を果たしていきます。

(2) 教育予算の充実・確保

県民一人一人が豊かな人生を送るとともに、本県が持続的に発展していくためには、多様な人々と協働しながら自らの能力・可能性を最大限に伸ばし、生涯にわたって輝き続けられる人材を社会の創り手として育成していくことが求められています。

教育は、一人一人の未来とともに社会の礎となるものです。すなわち、個人の社会的自立の基礎を築き、幸福を実現するものであるとともに、その成果は、単に個人に帰属するのみならず広く社会全体に還元され、社会の維持・発展の原動力となります。

本県の財政は、今後も厳しい状況が見込まれますが、一人一人の豊かで幸せな人生のために、また、本県の持続的な発展のために、県民の理解を得ながら、第4期計画の実現に必要な予算の充実・確保に努めます。

また、国に対しても、教育予算の充実・確保のための制度改革なども考えられることから、教育予算の拡充や教職員定数の改善等について、積極的に働き掛けます。